

社会・援護局関係主管課長会議資料

平成29年3月2日（木）

社会・援護局（援護）

資 料 目 次

	頁
第 1 平成29年度社会・援護局援護関係予算案について -----	2
第 2 平成29年度社会・援護局援護関係主要行事予定について -----	4
第 3 全国戦没者追悼式について -----	5
第 4 昭和館・しょうけい館の活用促進について -----	7
第 5 中国残留邦人等に対する支援について -----	9
第 6 遺骨収集等慰霊事業について -----	19
第 7 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達について -----	21
第 8 国内における民間建立戦没者慰霊碑について -----	23
第 9 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の裁定促進・時効失権対策について ----	24
第10 戦傷病者等の妻に対する特別給付金の継続支給について -----	26
第11 戦没者等の妻に対する特別給付金の裁定促進について -----	27
第12 旧陸海軍関係恩給進達事務について -----	28
第13 援護システムの運用等について -----	29
第14 旧令共済組合員に関する履歴証明等について -----	30
第15 ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査について -----	31

参 考 資 料 目 次

		頁
第 1	平成29年度予算案事項別内訳 (援 護 企 画 課)	33
第 2	昭和館について (")	36
第 3	しょうけい館について (")	37
第 4	中国残留邦人等の数 (中国残留邦人等支援室)	38
第 5	中国残留邦人等に対する支援策 (")	39
第 6	配偶者支援金 (中国残留邦人等の配偶者に対する支援策) (")	44
第 7	中国帰国者定着促進センター及び中国帰国者支援・交流センター一覧 (")	45
第 8	中国残留孤児訪日調査の実施状況及び判明率の推移 (")	46
第 9	都道府県・指定都市本庁が行う監査業務の流れ概要 (")	47
第10	厚生労働省が実施する支援給付施行事務監査の1年の流れ (")	48
第11	「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」(平成28年法律第12号)について (事業課・事業推進室)	49
第12	地域別戦没者遺骨収容概見図 (")	52
第13	平成28年度戦没者遺骨収集・慰霊巡拝実施状況 (")	53
第14	平成29年度戦没者遺骨収集・慰霊巡拝等予定地概見図(")	56
第15	都道府県別DNA鑑定結果 (")	57
第16	戦没者遺骨の伝達実績 (")	58
第17	国内における民間建立戦没者慰霊碑について (")	59
第18	国内民間建立慰霊碑移設等事業実施要綱(案) (")	60
第19	平成29年度援護年金額 (援護・業務課、審査室)	62
第20	都道府県別援護年金受給者数 (審 査 室)	63
第21	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給手続きの改善について (援 護 ・ 業 務 課)	64
第22	戦傷病者特別援護法対象者数等 (")	66
第23	旧陸海軍関係恩給進達件数 (")	67
第24	援護関係資料の国立公文書館への移管 (")	69
第25	未帰還者等の地域別及び最終消息別統計表 (中国残留邦人等支援室) (調 査 資 料 室)	70
第26	ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査 (調 査 資 料 室)	71

說明資料

第1 平成29年度社会・援護局援護関係予算案について

	【28年度予算】	【29年度予算案】
援護関係予算総額	27,819百万円	→ 26,117百万円
1 援護年金	<u>12,264百万円</u>	<u>→ 10,436百万円</u>
	(受給人員 6,924人 → 5,884人)	
2 遺骨収集事業の強化	<u>2,134百万円</u>	<u>→ 2,316百万円</u>
(1) 硫黄島遺骨収集事業 ・硫黄島滑走路地区等の掘削経費	1,360百万円	→ 1,396百万円
(2) 南方・旧ソ連地域遺骨収集事業	774百万円	→ 920百万円
ア 情報収集	430百万円	→ 518百万円
(ア) 海外公文書館の資料収集	313百万円	→ 342百万円
(イ) 未送還遺骨情報収集事業	117百万円	→ 176百万円
イ 遺骨収集	287百万円	→ 275百万円
ウ 法人運営経費 ・平成28年4月に施行された戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人の運営経費	58百万円	→ 127百万円
3 戦没者慰霊事業等	<u>761百万円</u>	<u>→ 702百万円</u>
(1) 全国戦没者追悼式挙行経費	150百万円	→ 151百万円
(2) 慰霊巡拝等	610百万円	→ 551百万円
ア 慰霊巡拝	88百万円	→ 87百万円
イ 政府建立慰霊碑の補修等	57百万円	→ 52百万円
ウ 海外・国内民間慰霊碑の管理	28百万円	→ 26百万円
(ア) 海外民間建立慰霊碑	11百万円	→ 9百万円
(イ) 国内民間建立慰霊碑	16百万円	→ 16百万円
エ 遺骨・遺留品伝達	21百万円	→ 21百万円
オ 戦没者に係るDNA鑑定 ・過去に收容した遺骨約1,000検体からのDNA抽出終了に伴う減額	158百万円	→ 107百万円
カ 慰霊友好親善事業	259百万円	→ 259百万円

4 昭和館・しょうけい館事業	<u>634百万円</u>	→	<u>919百万円</u>
（1）昭和館	454百万円	→	743百万円
ア 昭和館の運営に係る経費	454百万円	→	454百万円
イ <u>昭和館の防災機能強化に係る経費【新規】</u>			289百万円
（2）しょうけい館の運営に係る経費	180百万円	→	176百万円
5 戦争の経験の次世代への継承（再掲）	<u>30百万円</u>	→	<u>31百万円</u>
（1）証言映像の収録（戦傷病者、中国残留邦人等）	21百万円	→	13百万円
（2）戦後世代の語り部の育成等	9百万円	→	17百万円
6 中国残留邦人等の援護等	<u>10,694百万円</u>	→	<u>10,770百万円</u>
（1）中国残留邦人等に対する支援等	10,456百万円	→	10,562百万円
ア <u>中国残留邦人等の介護に係る環境整備【新規】</u>			24百万円
イ 支援給付の実施等	10,456百万円	→	10,538百万円
（2）抑留者関係資料の取得及び特定作業関係	161百万円	→	160百万円
（3）戦没者等援護関係資料の移管・整備	77百万円	→	49百万円

※ 百万円単位で四捨五入しているため、各欄の増減が一致しない場合がある。

第2 平成29年度社会・援護局援護関係主要行事予定について

平成29年度の社会・援護局援護関係の主要行事予定は、下記の通り。

○ 式典

- ・ 千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式を5月29日（月）に開催予定。
- ・ 全国戦没者追悼式を8月15日（火）に開催予定。
- ・ 援護事業功労者厚生労働大臣表彰式を12月上旬に開催予定。

○ 慰霊事業

- ・ 遺骨収集事業を、南方地域等で14地域、ロシア連邦等で5地域を1年通して実施予定。
- ・ 慰霊巡拝事業を、南方地域等で7地域、ロシア連邦等で4地域を6月下旬～3月上旬までに実施予定。
- ・ DNA鑑定で遺族が判明した遺骨については、順次遺族に伝達予定。

○ 中国残留邦人等支援

- ・ 中国残留邦人等支援に係る全国担当者会議を5月中旬に開催予定。
- ・ 日中共同調査により、中国残留孤児と認められた方がいる場合、その情報を公開する。（9～11月の予定）
- ・ 上記情報公開により、肉親情報があった場合、11月下旬以降、訪日対面調査を実施予定。

○ 事務打合せ等会議

- ・ 援護システム（国債）操作・セキュリティ研修会の開催を4月中旬～5月下旬に開催予定。
- ・ 援護関係施行事務研修会の開催を6月下旬に開催予定。
- ・ 援護システム（JR）操作・セキュリティ研修会の開催を11月上旬～12月上旬に開催予定。
- ・ 社会・援護局関係主管課長会議の開催を3月上旬に開催予定。

第3 全国戦没者追悼式について

閣議決定に基づき、毎年8月15日に政府主催で全国戦没者追悼式を開催しているが、御遺族を始め関係者が高齢化する中、先の大戦の記憶を風化させることなく次世代へ継承していくという観点から、当式典について以下の取組を行う。

なお、未参列者の参列希望をできるだけ実現できるように、参列遺族の募集の際には、広く周知を図っていただきたい。

(1) 国費参列遺族の選考について

国費参列遺族については、各都道府県55名の範囲内で、各都道府県が選考を行う。選考に関するガイドラインは以下のとおり。

なお、昨年に引き続き18歳未満の参列者を代表して、6名の方に式典で献花していただくこととしている。

(国費参列遺族の選考に関するガイドライン)

ア 国費参列遺族のうち、少なくとも1名は18歳未満の遺族を選考する。

選考に当たっては、未参列の者を優先する。

イ アによる選考以外の遺族については、

(ア) 従来の国費参列遺族の範囲で未参列の者がいれば、その者を優先する。

(イ) 死没者1人に対し、国費参列遺族は、原則、各都道府県1人とする(死没者の子の配偶者及び死没者の兄弟姉妹の配偶者が夫婦で参列する場合の配偶者を除く。) なお、国費参列遺族数に満たない場合はこの限りでない。

●18歳未満の遺族の献花者の選考をお願いする都道府県について

47都道府県を6ブロックに分け、毎年度各ブロック内において、人口の多い都道府県順に持ち回りで選考する。

本年は、福島県、埼玉県、新潟県、京都府、山口県、鹿児島県の各都道府県から正副各1名を選考願いたい。

詳細については、3月上旬に発出予定の選考依頼通知をご確認いただきたい。

(2) 18歳未満の遺族の献花補助者の選考について

昨年に引き続き、18歳未満の遺族の方14名に献花補助者として式典に参加していただくこととしている(前日夕方にリハーサルを行う予定。)

献花補助者の参加に必要な所定の旅費は、国費参列遺族に支給する旅費とは別枠で支給することとしている。選考をお願いする都道府県は以下のとおり。

●献花補助者の選考をお願いする都道府県について

47都道府県を6ブロックに分け、毎年度各ブロック内の2都道府県(関東及び近畿については3都道府県)が、人口の多い都道府県順に持ち回りで選考する。

本年は、青森県、宮城県、茨城県、群馬県、神奈川県、長野県、静岡県、滋賀県、兵庫県、奈良県、岡山県、愛媛県、熊本県、沖縄県の各都道府県から正副各1名を選考願いたい。

詳細については、3月上旬に発出予定の選考依頼通知をご確認いただきたい。

【今後の主な予定】

3月上旬・・・18歳未満の遺族の献花者及び献花補助者の選考依頼通知発出

3月下旬・・・全体の参列予定人員登録依頼通知発出

5月上旬・・・都道府県より参列予定人員登録

6月上旬・・・遺族代表選考依頼通知発出

7月上旬・・・都道府県より

①遺族代表名簿

②18歳未満の遺族の献花者(該当県のみ)

③献花補助者(該当県のみ)

の登録

第4 昭和館・しょうけい館の活用促進について

<昭和館>

- 昭和館は、国民が経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を次世代の人々に伝えていくために、厚生労働省が平成11年3月に開設した国立の施設。
- 主な実施事業
 - ・ 常設展示
常設展示室で実物資料の展示等を実施。
 - ・ 特別企画展
毎年春（3月～5月）、夏（7月～9月）に特定のテーマについて企画展を開催。
 - ・ 地方巡回特別企画展
毎年秋頃に都道府県等の協力を得て開催。平成29年度は、しょうけい館、平和祈念展示資料館（総務省委託）と連携し、次の地域で開催予定。
○平成29年10月21日（土）～10月31日（火） 鹿児島県鹿児島市で開催予定
○平成30年1月11日（木）～1月26日（金） 高知県高知市で開催予定
 - ・ 図書・映像・音響資料の閲覧事業
 - ・ 関連情報提供事業
- 常設展示室のみ入場料あり（その他特別企画展等は全て無料）
高校・大学生 150円、大人 300円（その他割引制度あり）
※小・中学生は平成27年度から無料

<しょうけい館>

- しょうけい館は、戦傷病者とその家族が体験した戦中・戦後の労苦を次世代の人々に伝えていくために、厚生労働省が平成18年3月に開設した国立の施設。
- 主な実施事業
 - ・ 常設展示
常設展示室で実物資料の展示等を実施。
 - ・ 企画展
毎年春（3月～5月）、夏（7月～9月）に特定のテーマについて企画展を開催
 - ・ 地方展
平成27年度から都道府県等の協力を得て開催。平成29年度は、昭和館、平和祈念展示資料館（総務省委託）と連携し、次の地域で開催予定。
平成30年1月頃 高知県高知市で開催予定
 - ・ 図書・映像・音響資料の閲覧事業
 - ・ 関連情報提供事業
- 入館料：無料

<依頼事項>

- 次世代への継承という観点から、小中学生、高校生、大学生等の来館促進に向け、昭和館、しょうけい館を修学旅行、社会見学等の訪問対象とすることについて、教育部門への働きかけをお願いしたい。
- また、昭和館地方巡回特別企画展、しょうけい館地方展について、ポスター等の広報用資料を小中高等学校、大学等の学校、関係団体をはじめ幅広く周知していただくようご協力をお願いしたい。

<戦中・戦後の労苦を伝える「戦後世代の語り部」育成事業（情報提供）>

- 戦中・戦後の労苦を直接体験した者が高齢化する中、その体験を風化させることなく次世代に伝えていくため、平成 28 年度から昭和館、しょうけい館において、戦中・戦後の労苦体験者の労苦を継承し語り伝える「戦後世代の語り部」を育成する事業を実施している。
平成 29 度においても「戦後世代の語り部」受講生の募集を行うこととしている。募集情報等については、昭和館、しょうけい館のホームページ等でお知らせすることとしているが、事業に関する照会等があった場合は、社会・援護局援護企画課施設指導係までお願いしたい。

（参考）次世代の語り部育成事業の概要

- 昭和館、しょうけい館において概ね 3 年で語り部を育成する予定。
 - ・ 1 年目：歴史や語り部に必要な基礎的、専門的知識等の習得など
 - ・ 2 年目：話法技術の習得、労苦体験者との交流など
 - ・ 3 年目：模擬講演の実施など
- 現在、1 期生として昭和館 11 名、しょうけい館 15 名を育成中。
- 育成した語り部は、昭和館及びしょうけい館への来場者に対する講演や地方展での講演、小中高等学校等での講演などの活動を予定。

第5 中国残留邦人等に対する支援について

I 地域社会での支援の実施等

1 支援・相談員の配置

○ 支援・相談員については、支援給付の実施機関に配置し、中国残留邦人等のニーズに応じた助言等を行うことにより中国残留邦人等が安心した生活が送れるよう支援することを目的に、都道府県、市町村(特別区を含む)に委託して事業を実施しているところである。

平成28年度より、支援給付受給世帯数に即して適切な支援が実施できるよう、支援・相談員配置基準をより細分化し、世帯数に応じた配置人数等に見直しを行ったところであるが、平成29年度においても同様の配置基準で実施することとしているので、引き続きご協力をお願いしたい。

2 中国残留邦人等の高齢化への対応等

(1) 中国残留邦人等地域生活支援事業(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金)

ア 自立支援通訳による支援の充実

○ 中国残留邦人等の高齢化により、医療・介護サービスを利用する者が増加していることから、今後も引き続き関係機関との連携を図り、中国残留邦人等がサービスを受ける際に不便が生じないよう特段の配慮をいただくとともに、自立支援通訳の人材の確保に努めていただきたい。

イ 帰国者の状況を踏まえた日本語教育支援の実施

○ 高齢のため日本語教室等への継続的な参加が困難な帰国者もいることから、平成28年度より、交流事業等を通じ日本語能力の維持や地域での孤立防止を目的とした、高齢者向けの「日本語交流サロン」を設置することとしたところである。

帰国者の状況を踏まえ、日本語教育支援事業から日本語交流サロンへの見直しを行うなど、引き続き、地域の中国残留邦人等の状況を踏まえた、適切な日本語教育支援事業をお願いしたい。

(2)〈新規〉中国残留邦人等の介護に係る環境整備【中国帰国者支援・交流センターで実施】

○ 平成29年度より、各ブロックの中国帰国者支援・交流センターに、中国残留邦人等の特別な事情を理解し、介護に関する知識を有する「介護支援コーディネーター(仮称)」を配置し、介護事業所や居宅等において中国語等による語りかけ支援を行うボランティア「生活・介護支援サポーター(仮称)」の募集・研修及び介護事業所等への訪問の調整等を行うほか、支援・相談員への情報提供・助言、相談対応等を行い、中国残留邦人等が安心して介護サービスを利用できる環境を整備することとしている。(41頁の参考2参照)

本事業は、平成29年度が初年度となることから、各支援・交流センターにおいて立ち上げ準備のうえ、7月からボランティアの募集・研修を実施し、10月以降に、ボランティア訪問希望の中国残留邦人等・ボランティア・介護事業所の訪問調整(マッチング)のできた事例から順次、ボランティアの訪問支援を開始する予定としている。

なお、平成29年度は中国残留邦人等が多く居住している支援・交流センター設置都道府県から順次、事業を実施することとしており、該当自治体には中国帰国者支援・交流センターから追って実施に係る協議を行う予定である。

該当自治体におかれては、事業の実施にあたり、中国残留邦人等の介護保険サービスの利用状況の把握や中国残留邦人等及び介護サービス事業者等への周知について、ご協力をお願いしたい。

【平成29年度スケジュール】

H29.4

H29.7

H29.10～

○立ち上げ準備 ○平成29年度該当自治体への事業の周知・協力依頼	○ボランティア募集 ○ボランティア研修、登録	○マッチングのできた事例から順次、ボランティアの訪問支援
-------------------------------------	---------------------------	------------------------------

※平成29年度の事業実施にあたっての留意事項

- 「生活・介護支援サポーター(仮称)」は事業所等において介護サービス利用中の中国残留邦人等への語りかけ支援を行うものであり、介護サービスの提供や通訳支援を行うものではないので、ケアプランの調整や介護サービスを利用する場合の通訳については、現行の自立支援通訳や支援・相談員を活用願いたい。
- 事業の実施は、まずはデイサービスや特別養護老人ホームなどで実施し、訪問介護サービス等については、これらの実施状況を踏まえて内容を検討する。

(3) 公営住宅への優先入居

- 中国残留邦人等の高齢化による身体機能の低下、持病の悪化等により、高層階から低層階へ、また、バリアフリー化された公営住宅への住み替え需要が高いことから、平成20年3月31日及び平成25年6月27日付けの国土交通省通知の趣旨を踏まえ、中国残留邦人等から公営住宅の住替えの要望があった場合には、引き続き公営住宅管理部局と連携を図り、優先的に住替えを行うなどの良質な住環境の確保についてご協力をお願いしたい。(参考4)

(4) その他

- 帰国者への情報提供のため、「中国語の対応が可能な介護事業所一覧」を各自治体のご協力を得て作成し、年2回更新しているので、引き続きご協力をお願いしたい。また、帰国者、関係機関等に周知するなど、積極的に活用願いたい。

3 中国残留邦人等二世の就労支援

- (1) 日本語が不自由であったり、日本の社会・雇用慣行に不慣れであること等により、安定就労による経済的な自立の実現が困難な状況が見られることから、平成26年12月1日付け中国残留邦人等支援室長通知を参考に、就労支援を実施していない自治体においては、就労相談員の設置など、就労支援事業への積極的な取組を、すでに実施している自治体においては、事業効果を検証し、より多くの方が安定した就労につけるよう更なる取組をお願いしたい。
- (2) 日本語が不自由なため、安定就労による経済的な自立の実現が困難な二世に対し、二世の就労に資する日本語教室を設置することで就労に役立つ日本語の指導を集中的に行い、安定した就労を確保するとともに安易な離職を防止できるよう支援をお願いしたい。
- (3) 中国残留邦人等の二世を雇用する場合、事業主に対し「特定求職者雇用開発助成金」制度に基づく助成金が支給されることから、制度の積極的活用の広報をお願いしたい。

(参考)「特定求職者雇用開発助成金」

ハローワーク等の紹介により中国帰国者等であって、本邦に永住帰国した日から10年を経過していない者を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、賃金助成を行う。

4 普及啓発事業

【中国帰国者支援・交流センターで実施】

- 平成28年度より、各中国帰国者支援・交流センターが中心となり、ボランティア団体等と連携し、地域住民や次世代を担う若者を対象にした「中国残留邦人等への理解を深める普及啓発事業」を多地域で行うこととしているので、引き続き、周知・広報等のご協力をお願いしたい。

5 次世代継承事業

- (1) 中国残留邦人等の体験と労苦を伝える戦後世代の語り部育成事業

【首都圏中国帰国者支援・交流センターで実施】

- 中国残留邦人等が体験した様々な労苦を次世代に継承するため、平成28年度より、首都圏中国帰国者支援・交流センターにおいて、戦後世代の語り部育成事業を実施している。平成29年度においても、研修生を募集し、事業を継続して実施するので、周知・広報等のご協力をお願いしたい。

- (2) 中国残留邦人等の証言映像収集・公開事業

- 中国残留邦人等の体験や労苦を映像に残し、広く公開する証言映像収集・公開事業を平成28年度より、厚生労働省において実施している。平成29年度においても、事業を継続するので、証言者の推薦等のご協力をお願いしたい。

6 その他

一時金の申請指導等について

- 中国残留邦人等に満額の老齢基礎年金等を支給するための一時金は、権利を取得した日から5年経つと申請ができなくなるため、厚生労働省では、一時金の申請期限を迎える者及び新たに永住帰国した者に対する申請案内等、時効失権の防止に努めているので、各自治体には引き続きご協力をお願いしたい。

II 支援給付及び配偶者支援金の支給

1 平成29年度における支援給付に係る主な留意点

(1) 高齢化への対応について

支援給付受給世帯は高齢者から構成されることから、以下のような視点で定着後の生活支援を実施するようお願いしたい。

- 必要なニーズが的確に把握され、それに応じた援助が関係機関等との連携により実施されているか。
- 介護保険法に定める要介護(要支援)の状態と考えられる者については、要介護(要支援)認定申請が検討されているか。
- 必要な生活環境等の整備のために介護保険法に基づく介護保険や障害者総合支援法に基づく自立支援給付などの制度活用は図られているか。
- 配偶者等の年金の受給の可否が検討されているか。

特に、年金の受給資格期間短縮(25年から10年)を内容とする年金機能強化法の一部改正法(平成28年法律第84号)が、平成28年11月24日に公布され、平成29年8月1日から施行されることになったことに伴い、新たに年金の受給資格を得る者の申請手続の支援等が、支援・相談員等の活用により、漏れのないよう確実に実施されているか。

(2) 支援給付の基準について

- 平成29年度の生活保護基準については、国民の消費動向等を総合的に勘案し、28年度と同額とすることとしており、当該基準を用いている生活支援給付の基準も28年度と同額となる。
- 出産支援給付(施設分べん)、生業支援給付の就職支度費等については、生活保護における改定にあわせて、所要の改定を実施することとしている。

(3) 年金額の引下げについて

- 老齢基礎年金の支給額について、平成29年度は対前年度比0.1%の引下げが行われる。これを受け、支援給付受給者に支払われる年金額が平成29年6月の支給分より引下げられることから、下記の点に留意願いたい。
 - ・ 特定中国残留邦人等本人に支給される満額の老齢基礎年金の月額が引下げとなることから、控除額の変更を要すること。

平成28年度老齢基礎年金(満額)	65,008円
------------------	---------



平成29年度老齢基礎年金(満額)	64,941円(▲67円)
------------------	---------------

- ・ 収入認定の際には、支援給付受給者の年金振込通知等により金額を確認すること。

○ その他、支援給付制度の運用の取扱い等において大きな変更等はなく、その実施に当たっては、生活保護制度の例によりながら、従来どおり特定中国残留邦人等及び特定配偶者の置かれている事情に鑑み、特定中国残留邦人等及び特定配偶者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするための配慮を行いつつ、懇切丁寧に行うようお願いしたい。

(4) 臨時福祉給付金(経済対策分)について

- 平成28年度の一般会計補正予算(第2号)による臨時福祉給付金(経済対策分)については、生活保護・支援給付受給者は支給対象外となっている。
- 臨時福祉給付金(経済対策分)が支給された場合(基準日後に受給者となった場合等)は、全額を収入認定する。→支援給付は、収入(月額)の3割を収入認定から除くこととする法律施行規則の規定があるため、全額収入認定するための法律施行規則の省令改正に伴い、実施要領を改正する予定である。

(5) 医療支援給付について

- 電子レセプトを活用したレセプト点検について
 - ・ 電子レセプトのシステムを導入しているものの、活用されていない実施機関については、積極的な活用を指導願いたい。
 - ・ 導入していない実施機関については、業者委託による審査の活用を指導するなど、医療支援給付の適正化に協力願いたい。
- 後発医薬品の一層の周知について
 - ・ 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の普及は、患者の負担軽減及び医療財政の改善に資することから、平成27年6月の閣議決定において、「後発医薬品に係る数量シェアの目標値については、2017年(平成29年)末に70%以上とするとともに、2018年度(平成30年度)から2020年度(平成32年度)末までの間のなるべく早い時期に80%以上とする。」という新たな数量シェア目標が定められ、後発医薬品の使用促進のための施策に積極的に取り組んでいる。
 - ・ 「後発医薬品のしおり」を平成26年5月に送付しているところであるので、支援給付受給者に後発医薬品の使用について理解を求めよう、同しおりを用いて支援・相談員から懇切丁寧に説明し、従来通り引き続き一層の周知を願いたい。
また、電子レセプトシステムを導入している実施機関におかれては、閲覧機能により投薬状況から、後発医薬品及びそれ以外の医薬品の調剤状況を調査することが可能であるので、積極的に活用願いたい。

2 配偶者支援金について

(1) 配偶者支援金制度について

平成26年10月から、中国残留邦人等の死亡後に、特定配偶者(中国残留邦人等が永住帰国する前から継続してその配偶者である者)に対して支援給付に加えて、配偶者支援金(満額の老齢基礎年金の3分の2相当額)を支給している。今後も申請漏れがないよう支給対象と見込まれる者に対し申請の案内及び指導をお願いしたい。

(2) 平成29年度の配偶者支援金の支給額について

平成29年度の老齢基礎年金の支給額が、対前年度比0.1%引下げられることに伴い、平成29年度の配偶者支援金の支給額が、平成29年4月より下記のとおり変更となるので、ご留意願いたい。

平成28年度(平成29年3月支給分まで)

月額 43,338円



平成29年度(平成29年4月支給分から)

月額 43,294円(▲44円)

Ⅲ 支援給付等施行事務

1 都道府県・指定都市本庁が実施する監査について

(1) 平成29年度における監査について

- 都道府県・指定都市本庁が行う実地監査について、都道府県・指定都市本庁は、4年に1度行うことになっている(実施機関にとっては、4年に1度監査が行われることになる)。平成29年度は、支援給付及び配偶者支援金制度の適正な運用が図られるよう引き続き管内の実施機関に対し実地及び書面により支援給付等施行事務監査を行い、都道府県・指定都市本庁から管内の実施機関に対し、適切な助言指導をお願いしたい。
- 特に、支援給付制度は、支援法に特別の定めがある場合のほか、生活保護法の規定の例によることとされている。しかし、以下の例のように多くの点で生活保護制度とは異なる取り扱いをしていることから、被支援者のニーズに応じた適正な運営が図られているか、中国残留邦人等に対する各種施策等の活用が図られているかなどを着眼点として、幹部職員が率先して監査体制の充実・強化に努め、監査計画の策定、監査の事前検討、監査後の復命会等による監査結果の分析等を行い、各実施機関が抱える運営上の課題等を適確に把握し、その課題に即した具体的な助言指導を行うようお願いしたい。

(例) 生活保護制度とは異なる取り扱い

- ・ 収入認定について、老齢基礎年金については、満額までは収入として認定しないほか、年金以外の収入も3割までは収入認定しない
- ・ 資産の保有について、預貯金・手持ち金等について一定額の保有を認める
- ・ 生計を別にする子供や孫に対しては原則として直接扶養照会を行わない
- ・ 親族訪問や墓参等を目的とした2ヵ月程度の中国や樺太等を訪問する時は、その渡航に要した費用は収入認定を行わない など

(2) 監査実施上留意すべき点について

- 平成28年度に厚生労働省が実施した監査で問題点の多かった事項など全般的な状況を本年5月中にとりまとめ、示したいと考えているが、以下の事項が多く見受けられた。
 - ① 1年以上の長期にわたり家庭訪問が実施されておらず、生活実態等の把握がされていない事例。
 - ② 障害者総合支援法第58条の適用など他法他施策の活用がされていない事例。

- ③ 扶養義務者について、その職業、収入等につき要支援者を通じ聴取する等の方法により、扶養の可能性を調査していない事例。
- ④ 収入認定が適切に行われていない事例。
- ⑤ 課税状況調査が定期的に行われていない事例。
- ⑥ 海外渡航の渡航目的及び渡航期間の是非が検討されていない事例。

○ 平成29年度に都道府県・指定都市本庁が行う監査では、同様の問題があると認められる実施機関に対し、以下の点に留意して支援給付の適正実施の確保に努めるよう指導願いたい。

- ① 家庭訪問について、支援給付受給者のニーズの把握を主眼に、少なくとも支援給付開始後の家庭訪問(入院入所者の病院等への訪問を含む。)は1年に1回以上行うよう助言指導願いたい。
- ② 他法他施策の活用について、特に、うつ病や認知症にかかる障害者総合支援法の自立支援医療(精神通院医療)の優先活用及び配偶者の年金受給権等の確認などを指導願いたい。
- ③ 扶養義務者について、その職業、収入等を主その他から聴取する等の方法により、精神的な支援を含めて扶養の可能性を調査することとし、扶養の可能性が期待される場合は、回答期限を付して照会するよう助言指導願いたい。
- ④ 収入認定について、収入申告の時期については原則として年1回、6月とすること、特定中国残留邦人等本人の老齢基礎年金については、満額までは収入として認定しないほか、年金以外の収入も3割までは認定しないこと、保険金等のその他臨時的な収入については、前年1年間の収入を基に月額を算定し、その額から8千円を控除した上で、残額の3割を控除した額を収入認定することなど、生活保護制度とは異なる取扱いをしていることに留意の上、適切に収入認定を行うよう助言指導願いたい。
- ⑤ 毎年6月以降の課税資料の閲覧が可能な時期に速やかに、対象となる全世帯全員に課税状況調査を実施し、多額の支援給付費の返還金・徴収金の発生を防止し、特に、企業年金の申告漏れがないよう助言指導願いたい。
- ⑥ 「支援給付を受けている者に対する海外渡航の取扱いについて」(平成22年6月1日付社援企発0601第1号厚生労働省社会・援護局援護企画課長通知)(別紙)支援給付を受けている者に対する海外渡航の取扱い実施要領に基づき、事実関係を把握したうえ、所要の措置を講じ、海外渡航の取扱いを適切に行うよう助言指導願いたい。

2 厚生労働省が実施する監査について

(1) 平成29年度における監査計画等

ア 実地監査

- 平成29年度の実地監査は、20程度の都道府県・指定都市を予定している。
- 日程等は、各都道府県・指定都市から提出された事前協議資料に基づき調整等を行い、実地監査に入る実施機関を決定し、4月中にお知らせしたいと考えている。

イ 書面監査

- 平成29年度の手面監査は、実地監査の対象とならなかったすべての都道府県・指定都市に対して実施する。

(2) 支援給付等施行事務監査資料

- 支援給付等施行事務監査資料は、様式が確定次第通知するので、変更後の様式で、監査実施通知に記載された期限までに提出するようお願いしたい。

(3) 監査関係提出資料等

- 事前協議資料：平成29年4月10日提出(予定)
- 都道府県・指定都市が実施した平成27年度の監査結果報告：平成29年7月末提出
- 支援給付等施行事務監査資料：実地監査対象は監査日2週間前提出
書面監査対象は決定次第連絡する。

※ 提出期限については遵守願いたい。

第6 遺骨収集等慰霊事業について

1 遺骨収集等事業について

「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」（平成28年法律第12号）が平成28年4月より施行され、また、同年5月に同法に基づき「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画」（平成28年5月31日閣議決定。以下「基本計画」という。）が策定された。平成28年度から平成36年度までを戦没者の遺骨収集の推進に関する施策の集中実施期間とし、平成29年度までに戦没者の遺骨収集に必要な情報の収集に集中的に取り組むとともに、その情報等をもとに遺骨収集を実施することとしている。

また、同法に基づき指定した一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会（以下「指定法人」という。）が、各戦域における現地調査などの情報収集や、その情報に基づく遺骨収集を機動的かつ柔軟に行い、国は、企画立案等に加え、関係国政府との協議や現地地方政府機関との交渉等、より高度な調整業務を行うこととしており、国と指定法人の役割分担を図り、効果的に遺骨収集を推進していく。

◎遺骨収集の計画

戦没者の遺骨収集については、基本計画に基づき、厚生労働省が、毎事業年度開始前に次年度の実施指針を策定し、指定法人に提示するとともに、指定法人は、当該実施指針の内容に即した事業計画を策定することとしている。

平成29年度における遺骨収集の派遣予定地域は以下のとおり。

〈南方地域等での遺骨収集〉

- ①フィリピン、②東部ニューギニア、③ビスマーク・ソロモン諸島、④インドネシア、⑤パラオ諸島、⑥マリアナ諸島、⑦トラック諸島、⑧マーシャル諸島、⑨ギルバート諸島、⑩ミャンマー、⑪インド、⑫樺太、⑬沖縄、⑭硫黄島

計 14地域

〈旧ソ連抑留中死亡者の遺骨収集〉

- ①ハバロフスク地方、②沿海地方、③クラスノヤルスク地方、④アムール州、⑤カザフスタン共和国

計 5地域

その他、確度の高い戦没者の遺骨に関する情報が追加的に得られた場合には、応急的な派遣を実施することとしている。

※ 各都道府県におかれては、仮に遺族、団体、協力者等から戦没者の埋葬地等に関する情報が得られた際は、速やかに、事業課事業推進室まで連絡するようお願いしたい。

2 慰霊巡拝事業について

遺骨収集事業を補完し、旧主要戦域での戦没者を慰霊するため、遺族が戦没地や海外戦没者慰霊碑を訪れるとともに、現地で政府主催の追悼式を実施している。

(1) 南方地域等での慰霊巡拝事業

旧主要戦域での戦没者の遺族を対象として実施しており、平成29年度は、①フィリピン、②東部ニューギニア、③インドネシア、④トラック諸島、⑤マーシャル・ギルバート諸島、⑥中国、⑦硫黄島の7地域で実施を計画している。

◎ 硫黄島での慰霊巡拝事業

平成23年度から、遺族がより参加しやすいよう実施回数2回、延べ200人程度の実施体制を組んでおり、平成29年度も継続して実施することとしている。

(2) 旧ソ連地域での慰霊巡拝事業

ロシア連邦等の各地方・州ごとに広く遺族の参加を募っている。

平成29年度は、抑留地域である4地域（①ハバロフスク地方、②沿海地方、③クラスノヤルスク地方、④イルクーツク州）での実施を計画している。

(3) 参加遺族の募集

厚生労働省では、都道府県や市区町村が余裕を持って広報誌等へ掲載できるよう各都道府県援護主管課宛に実施予定地域ごとの実施時期、派遣予定人員等をお知らせしている。

慰霊巡拝事業を実施する際の参加遺族の募集にあたっては、各都道府県から推薦をお願いしたい。

第7 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達について

1 DNA鑑定について

戦没者遺骨のDNA鑑定は、主に旧ソ連地域の埋葬地等で発見された遺骨を対象とし、当局保管の死亡者名簿等から推定される関係遺族に「戦没者遺骨のDNA鑑定のお知らせ」を送付し、遺族の申請に基づき実施している。

平成11年から平成29年1月末までに、関係遺族約10,700人にお知らせを送付し、約2,800人から申請があった。鑑定の結果、1,074柱の遺骨の身元が特定し、順次遺族に伝達している。

平成28年度に収容した遺骨については、平成29年度内に推定される関係遺族にお知らせを送付する予定である。

また、戦後70年を経過し、戦没者遺骨の身元特定に向けて更なる取組を行っていく必要があり、戦没者遺骨の身元特定に関し、現在、以下の取組を行っている。

(1) DNA鑑定に係る遺族への呼びかけ範囲の拡大

遺留品等がなくても、部隊記録等から戦没者がある程度特定できる場合には、遺族へのDNA提供の呼びかけを行うこととし、部隊記録等の資料が残っている沖縄県の検体からDNAが抽出された4地域（「真嘉比」、「幸地」、「平川」、「経塚」）の検体について、遺族への呼びかけとDNA鑑定を行うため、都道府県庁を通じて関係遺族の所在を調査し、所在が判明した遺族に対し案内を行い、申請に基づき試行的にDNA鑑定を実施している。平成29年1月末までに関係遺族約1,700人の所在が判明し、戦没者遺骨のDNA鑑定のお知らせを送付し、うち、約330人から申請があり、順次、鑑定機関において実施中である。（平成29年1月末現在）

実施結果について、平成28年度中を目途にとりまとめることとしている。その結果を踏まえ、他の地域における実施について検討する。

なお、戦没者遺骨のDNA鑑定を実施する場合には、都道府県庁を通じて関係遺族調査を行うため、ご理解とご協力を賜りたい。

(2) 戦没者遺骨のDNAデータベース化

個性のある遺骨からDNAのデータを抽出することが可能な場合は、全てデータベース化を行うこととしており、これまでに収容されている検体（約8,000検体）について、平成28年度中を目途に、鑑定機関において抽出作業を実施し、データベース化を行う。

2 遺骨及び遺留品の伝達について

DNA鑑定により身元が特定された遺骨や、遺留品調査により所有者が特定された遺留品は、遺族が居住する都道府県から伝達していただいている。

地方自治法附則第10条の規定に基づき、厚生労働省では、各都道府県職員が遺骨等を受領するため、「旧軍関係調査事務等委託費」を計上し、予算措置を行っている。ただし、伝達数が複数ある場合や都道府県側の日程調整が困難な場合には、厚生労働省職員が都道府県までお持ちするなど、弾力的に対応するので、相談願いたい。

なお、都道府県庁で記者発表される場合は、その旨当方でも記者発表を行うので、遺族への伝達7日前までに事前に連絡願いたい。

第8 国内における民間建立戦没者慰霊碑について

民間団体等が建立した日本人戦没者の慰霊碑等の維持管理については建立者が行うことが基本であるが、関係者の高齢化等により維持管理が困難となっているものもある。

このため、平成28年度より建立者等が不明で、適切な維持管理が行えておらず、倒壊等の危険がある慰霊碑について、自治体が独自事業として移設等を行う場合に、一定の補助（1/2（上限25万円））を行っている。

平成29年度においても、当該慰霊碑を自治体が管理する土地に移設を行う場合や当該慰霊碑の建立地等に埋設等を行う場合等に、それらにかかる費用の1/2（上限25万円）を補助することを予定している。

平成29年度における補助金の交付要綱及び実施要綱は別途お示しする予定であるが、当該補助金の積極的な活用を検討願いたい。

また、現時点で管理状況が良好な慰霊碑であっても、今後不良となる可能性も考えられることから、管内の慰霊碑の状況把握に努めていただきたい。

（今後の事務スケジュール）

- 予算成立後 交付要綱及び実施要綱の発出（適用日は4月1日）
- 5月下旬メド 都道府県でとりまとめた事前協議書類の厚生労働省への提出期限
- 6月下旬メド 厚生労働省から内示通知書を発出
- 8月中旬メド 都道府県でとりまとめた交付申請書類の厚生労働省への提出期限
- 9月下旬メド 厚生労働省から交付決定通知書を発出

（平成28年度における実施例）

小学校敷地奥に建立されていたが、市町村合併により小学校が廃校となった。その後、小学校跡地及び慰霊碑の敷地を個人が取得したため、立ち入りが困難となり、慰霊碑が荒廃してしまった。今般、土地の所有者より慰霊碑の撤去要請があったことから、公有地に移設を行った。

※あくまでも一例なので、幅広に検討いただき、相談願いたい。

第9 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の裁定促進・時効失権対策について

(1) 制度の概要

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金は、先の大戦で国に殉じた軍人軍属等の方々に思いをいたし、戦後何十周年といった特別な機会をとらえ、国として「弔慰」（死者を弔い、遺族を慰めること）の意を表するため、一定範囲の遺族に対して、無利子の記名国債の交付をもって支給している（昭和40年制度創設）。

戦後70周年に当たる平成27年に、国として改めて弔慰の意を表するため、法改正を行い、特別弔慰金の支給を継続した（平成27年4月1日施行）。

(2) 裁定事務の促進と支給手続の改善について

平成27年4月1日から請求受付を開始した第十回特別弔慰金については、平成29年1月末現在、居住地都道府県における受付件数は804,115件、平成29年2月2日までの財務省への国債発行請求件数は680,928件となっている。

厚生労働省においては、平成28年8月から、裁定が遅れている一部の都道府県に対して、個別に事務処理体制の見直し（受付時における仕分け、請求者の請求区分に応じた担当職員の配置・見直し、他都道府県進達分及び他都道府県受付分の優先処理など）について指導しているところであるが、下記(3)の内容も踏まえて、裁定が遅れている一部の都道府県におかれては、事務処理体制の見直しなどにより早期裁定の促進に努めていただきたい。

(3) 総務省からのあっせんに対する対応について

特別弔慰金の支給手続について、総務省に行政相談があり、総務大臣が開催する行政苦情救済推進会議において検討が行われた。その結果、総務省行政評価局長より厚生労働省社会・援護局長に対してあっせんが行われた。

あっせんの内容及びこれを受けた対応については、平成29年2月3日付け社援援発0203第1号厚生労働省社会・援護局援護・業務課長通知（※）により以下の事項について周知及び対応の依頼をしているところである。

1. 都道府県及び市町村において、特別弔慰金の請求から支給（国債交付）までのおおよその期間を案内することを依頼
2. 都道府県における裁定処理の促進に資する取組例の周知等
3. 市町村における請求者の便宜に資する取組例の周知等

今回のあっせんが総務省の行政相談に相談・苦情が寄せられたことに端を発したものであることを踏まえ、各都道府県及び市町村におかれては、その実施について検討いただきたい。

(※) 参考資料 第21「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給手続の改善について」参照。

(4) 時効失権防止への取組

第十回特別弔慰金は、①その請求期間が平成27年4月1日から平成30年4月2日まで（3年間）であり、②支給対象の遺族の範囲は広く（※）、事前に最先順位の遺族を特定・把握することは困難である。このため、受給権者の時効失権防止を図るため、厚生労働省、都道府県及び市町村における広報等の実施は大変重要である。

(※) 子、兄弟姉妹、戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた甥、姪等

【これまでの取組】

- 平成27年4月～ポスター及びリーフレットを配付（都道府県、市町村、郵便局等）
- 平成27年6月 政府広報（ラジオ）による広報を実施
- 平成27年8月 新聞広告による広報を実施
- 平成27年9月 新規対象者となる可能性のある恩給等失権者の遺族に対して制度案内を送付

【今後の取組】

厚生労働省における今後の取組については、平成29年4月頃に厚生労働省から都道府県に前回（第八回又は第九回特別弔慰金）受給者のうち未請求である者等のリストを送付する予定である。また、平成29年夏以降に、新聞広告等を実施し、ポスター及びリーフレットを配布する予定である。

各都道府県におかれては、厚生労働省から送付するリストに基づき受給権者と思われる未請求の者に対して、市町村と連携し個別の請求案内をお願いしたい。また、都道府県及び市町村の広報誌等を活用して、積極的な広報活動をお願いしたい。

第 10 戦傷病者等の妻に対する特別給付金の継続支給について

(1) 制度の概要

戦傷病者等の妻に対する特別給付金は、先の大戦で障害を負った夫の介助、看護や家庭の維持等のため、長年にわたり大きな負担に耐えてきた、戦傷病者等の妻の精神的痛苦に対して、国として特別の慰藉（いしや）を行うため、無利子の記名国債の交付をもって支給している（昭和41年制度創設）。

平成28年に国として引き続き慰藉を行うため、法改正を行い、特別給付金の支給を継続した（平成28年4月15日施行）。

その内容は、受給者の高齢化を踏まえ、5年償還の国債（年10万円等）を5年ごとに2回交付することとしている。

併せて、これまでの改正と同様に、国債の償還を終えたとき、夫たる戦傷病者等の死亡により戦没者等の妻となっている方に戦没者等の妻に対する特別給付金を支給（年20万円等×10年）するとともに、夫たる戦傷病者等が平病死している妻に平病死特別給付金を支給（年1万円×5年）することとしている（平成28年10月1日施行）。

(2) これまでの取組

- 平成28年5月、特別給付金の継続支給（第二十八回特別給付金い号）対象者に対して、国から個別案内（氏名、住所等を印字した請求書を同封）を送付（約2,900人）。

- 平成28年12月、平病死特別給付金（第十三回特別給付金よ号）対象者に対して、国から個別案内（氏名、住所等を印字した請求書を同封）を送付（約6,300人）。

(3) 裁定事務の促進

戦傷病者等の妻に対する特別給付金の償還は、本年4月15日から開始されることから、各都道府県におかれては、請求者からの請求に対し、適切かつ迅速な裁定についてご配慮いただきたい。

第 11 戦没者等の妻に対する特別給付金の裁定促進について

(1) 制度の概要

戦没者等の妻に対する特別給付金は、先の大戦で一心同体である夫を失った大きな痛手がある上に、生計の中心を失ったことによる経済的困難とも闘ってこなければならなかった戦没者等の妻の精神的痛苦に対して、国として特別の慰藉（いしや）を行うため、無利子の記名国債の交付をもって支給している（昭和38年制度創設）。

平成25年に国として引き続き慰藉を行うため、法改正を行い特別給付金の支給を継続した。

請求受付期間中である特別給付金

国債名称	請求受付期間
第二十七回特別給付金国債ろ号	平成26年10月1日～平成29年10月2日
第二十二回特別給付金国債ぬ号	
第二十二回特別給付金国債る号	平成27年8月1日～平成30年7月31日
第二十七回特別給付金国債は号	平成28年10月1日～平成31年9月30日 (1回目の償還日：平成29年4月30日)
第二十二回特別給付金国債を号	
第十七回特別給付金国債 つ号	
第十回特別給付金国債 な号	
第四回特別給付金国債 む号	

(2) これまでの取組

平成28年12月、平成28年10月1日から請求受付を開始した特別給付金の対象者に対して、国から個別案内（氏名、住所等を印字した請求書を同封）を送付（約1,400人）。

(3) 裁定事務の促進

平成28年10月1日から請求受付を開始した戦没者等の妻に対する特別給付金の償還は、本年4月30日から開始されることから、各都道府県におかれては、請求者からの請求に対し、適切かつ迅速な裁定についてご配慮いただきたい。

第12 旧陸海軍関係恩給進達事務について

- 旧陸海軍関係の恩給請求については、各都道府県の御協力を得て円滑に処理されてきているが、件数は減少傾向にある。
各都道府県におかれては、請求者が高齢者であることに配慮し、一層のきめ細かな対応と迅速な事務処理をお願いしたい。

- 旧陸海軍関係で恩給受給権が発生しているにもかかわらず、請求を行っていない者が少なからずいると考えられることから、都道府県におかれては、保管の兵籍、戦時名簿等人事関係資料を精査し、各種恩給権の有無を確認の上、未請求者に対する請求指導を引き続きお願いしたい。

- 恩給の相談を受けた際は、陸・海軍の別にかかわらず、都道府県において、相談者から「履歴申立書」を提出させ、丁寧に内容を把握した上で軍歴の調査を行うようお願いしたい。
このうち、旧海軍関係については、提出された「履歴申立書」を都道府県から援護・業務課あて送付願いたい。送付された「履歴申立書」について在職年計算等を行い、その結果を都道府県に回答する。
なお、恩給請求事務において、軍歴、在職年等でご不明な点があれば、援護・業務課恩給担当に照会願いたい。

- 例年実施している「援護法等施行事務研修会」において、各都道府県担当者の理解を深めるため、恩給請求における事務処理方法、留意点等の説明を行っているので、各都道府県担当者の出席をお願いしたい。

第13 援護システムの運用等について

1 援護システムにおける個人番号の取扱について

- 援護システムは、戦傷病者戦没者遺族等援護法に係る事務、各種特別給付金支給法等に係る事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づく個人番号（以下「個人番号」という。）の利用を開始する事に伴い、平成27年度にシステム改修を行い、平成28年1月より個人番号を取り扱えるシステムとなっている。

このため、各都道府県におかれては、番号法等に関連する法令及び、援護システム運用管理規程を遵守し、個人番号の取扱について十分留意するようお願いする。

特に、援護システムの端末では特定個人情報ファイルの保管・管理を行う事が禁止されている事や、援護システムと外部ネットワーク（各都道府県における他の情報システムとの接続も含む）との接続箇所にファイアウォール等を設置し、外部との接続を「論理的に分離」する事が必要となっているので、自県の援護システム端末について改めてこの点について確認するとともに、必要な措置を引き続き継続して講じる事に留意してもらいたい。

2 援護システム利用者のID申請について

- 援護システム利用者は、IDなりすまし防止や不要となったIDを定期的に削除する観点から、毎年度、新たなアクセス権限付与の申請を必要としている。

「平成29年度アクセス権限付与申請」については、3月下旬に援護システム担当者宛に案内するので、平成29年度における援護システム利用者を各都道府県において精査の上、4月上旬までに厚生労働省まで申請方よろしく願います。

第14 旧令共済組合員に関する履歴証明等について

1 旧令共済組合員に関する履歴証明事務

- 旧陸軍軍属に関する都道府県の履歴証明事務については、日本年金機構から依頼があった場合、援護・業務課調査資料室の保管資料を添付のうえ証明依頼を行うので、証明の可否にかかわらず、依頼を受けてから2ヶ月以内に回答していただくようお願いしたい。
- また、旧陸軍軍属期間を厚生年金に反映させるための履歴証明発行依頼について、都道府県に申請者及び遺族から照会があった場合には、最寄りの「年金事務所」宛てに申請するよう指導をお願いしたい。
- なお、例年実施している「援護関係施行事務研修会」において、「旧令共済組合員期間の履歴証明事務」について、証明が困難な具体的事例を用いての事例研究を行うので、各都道府県担当者の積極的な出席をお願いしたい。

2 人事関係資料の照会

(1) 陸軍関係

当室に履歴事項について調査を依頼する場合、「陸軍軍歴証明事務関係通知集」（昭和53年3月改刷）71～73頁を参照いただき、対象者の履歴申立書または都道府県保管資料の写しを添付のうえ、依頼していただくようお願いしたい。

(2) 海軍関係

旧海軍人事関係資料について、問い合わせがあった場合には、当室あて直接照会されるよう指導をお願いしたい。

なお、恩給受給資格調査のための照会は、「第12 旧陸海軍関係恩給進達事務について」に記載のとおり都道府県において対応をお願いしたい。

3 人事関係資料等の保存

各都道府県におかれては、旧軍から引き継いだ人事関係資料等については、歴史的公文書であることから、自治体の公文書館への移管等を行うなど、散逸することがないように、適宜、保存頂きたい。

第 15 ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査について

昭和 20 年 8 月 9 日以来の旧ソ連軍の侵攻により、旧日本軍人等が旧ソ連地域またはモンゴル人民共和国（当時）の地域で抑留された抑留者は、戦後、極寒の地で長期間にわたり劣悪な環境のもと多大な苦難を強いられ、その間、過酷な強制労働に従事させられた。

これらの抑留者を約 57 万 5 千人、強制抑留下において死亡した抑留者を約 5 万 5 千人と厚生労働省では推計している。

厚生労働省では、平成 3 年に日ソ間で締結した協定に基づき、同年以降ロシア連邦政府等より死亡者名簿等を入手し、同政府等から提供された抑留者関係資料については、日本側資料との照合調査を行い、個人を特定できた方については、本籍地都道府県の協力を得て遺族調査の上、御遺族に資料の記載内容をお知らせしてきている。

平成 28 年度は、新たにシベリア・モンゴル地域 245 人（※）、その他地域 37 人（※）、合計 282 人（※）の個人を特定している。（※平成 29 年 1 月末現在）

厚生労働省では、平成 27 年 4 月以降、個人を特定できた方について、速やかに関係御遺族に情報提供を行う観点から、原則として毎月、身元特定者を公表するとともに、各都道府県に対し関係御遺族の現住所調査等についてご協力をお願いしている。

御遺族の高齢化を踏まえ速やかな対応が必要であるため、各都道府県におかれては関係御遺族の現住所調査及びお知らせの送付についてご協力をお願いしたい。

なお、抑留帰還者に関する資料については、ロシア政府より約 47 万人分、モンゴル政府より約 1 万人分の個人資料が提供されており、帰還者本人又はその御遺族が希望する場合には、当該資料を提供している。各都道府県に問い合わせがあった場合は、調査資料室あて直接照会するよう御案内をお願いしたい。

<照合調査による個人の特定状況（平成 29 年 1 月末現在）>

	死亡者数	個人を特定
シベリア・モンゴル地域	約 5 万 5 千人（注 1）	約 4 万人（注 2）

（注 1）主に昭和 20 年代の引揚時の港における抑留帰還者からの聴取により推計

（注 2）この他にその他地域（興南、大連、樺太等）で約 1 千人の個人を特定

参 考 资 料

第1 平成29年度予算案事項別内訳

厚生労働省社会・援護局(援護関係)

事 項	平成28年度 予 算 額	平成29年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
社会・援護局(援護)計上分	18,620,515	16,651,073	▲ 1,969,442	
(項) 厚生労働本省共通費	2,391	2,391	0	
厚生労働本省一般行政に必要な経費	2,391	2,391	0	
(項) 遺族及留守家族等援護費	14,134,956	12,244,864	▲ 1,890,092	
遺族及留守家族等の援護に必要な経費	14,134,956	12,244,864	▲ 1,890,092	
援護審査会経費	1,046	1,046	0	
戦傷病者戦没者遺族等援護法施行経費	12,359,381	10,531,214	▲ 1,828,167	援護年金の支給 12,264百万円 → 10,436百万円
戦傷病者特別援護経費	339,420	309,915	▲ 29,505	1 戦傷病者等の労苦継承事業の実施 (しょうけい館の運営費) 180百万円 → 176百万円 2 医療費の支給 120百万円 → 98百万円 3 特別援護費関係 ・療養手当 月額 30,300円 → 30,300円 ・葬祭費 単価 206,000円 → 206,000円
未帰還者留守家族等援護経費	19,524	19,523	▲ 1	葬祭料 単価 206,000円 → 206,000円
未帰還者に関する特別措置経費	488	488	0	
戦没者等の遺族等に対する特別給付金等の支給事務に必要な経費	950,419	629,279	▲ 321,140	
昭和館等に係る経費(一部推進枠)	464,678	753,399	288,721	1 昭和館運営費 454百万円 → 454百万円 2 昭和館の防災機能強化に係る経費 0→289百万円
(項) 戦没者慰霊事業費	2,941,353	3,053,171	111,818	
戦没者の遺骨収集事業等に必要な経費	2,941,353	3,053,171	111,818	
戦没者遺骨処理等諸費	2,458,844	2,583,075	124,231	1 遺骨収集関連事業 ①フィリピン ②東部ニューギニア ③ビスマーク・ソロモン諸島 ④インドネシア ⑤パラオ ⑥マリアナ諸島 ⑦トラック諸島 ⑧マーシャル諸島 ⑨ギルバート諸島 ⑩ミャンマー ⑪インド ⑫樺太 ⑬沖縄 ⑭硫黄島 ○旧ソ連地域(⑮ハバロフスク地方 ⑯沿海地方 ⑰クラスノヤルスク地方 ⑱アムール州 ⑲カザフスタン共和国) 2 慰霊巡拝 ①フィリピン ②東部ニューギニア ③インドネシア ④トラック諸島 ⑤マーシャル・ギルバート諸島 ⑥中国 ⑦硫黄島 ○旧ソ連地域(⑧ハバロフスク地方 ⑨沿海地方 ⑩クラスノヤルスク地方 ⑪イルクーツク州) 3 政府建立慰霊碑の補修等 4 遺骨・遺留品の伝達 5 戦没者に係るDNA鑑定
戦没者追悼式挙行等に必要な経費	482,509	470,096	▲ 12,413	1 全国戦没者追悼式挙行経費 150百万円 → 151百万円 2 戦没者遺児による慰霊友好親善事業 259百万円 → 259百万円 3 海外・国内民間慰霊碑の管理 28百万円 → 26百万円

事 項	平成28年度	平成29年度	対前年度	備 考
	予 算 額	予 算 案	増 減 額	
(項) 中国残留邦人等支援事業費	1,257,727	1,096,311	▲ 161,416	
中国残留邦人等の支援事業に必要な経費	1,257,727	1,096,311	▲ 161,416	
中国残留邦人等に対する生活支援	429,755	477,780	48,025	・満額の老齢基礎年金等支給のための保険料の追納一時金経費 9百万円 → 56百万円 ・「支援・相談員」の配置 400百万円 → 402百万円
定着自立援護	450,504	437,772	▲ 12,732	
帰国受入援護	347,953	127,505	▲ 220,448	・永住帰国見込世帯人員 2世帯 8人 → 2世帯 8人 ・一時帰国見込世帯人員 74世帯144人 → 63世帯 121人
身元調査等	29,515	29,349	▲ 166	・訪中調査対象孤児数 8人 → 8人 ・訪日調査対象者数 1人 → 1人
介護に係る環境整備(推進枠)	0	23,905	23,905	
(項) 恩給進達等実施費	284,088	254,336	▲ 29,752	
恩給進達及び人事資料の保管等に必要な経費	284,088	254,336	▲ 29,752	
資料整備諸費	238,192	208,503	▲ 29,689	
戦没者叙勲等の進達等に必要な経費	1,800	1,800	0	
旧軍人遺族等恩給の事務処理に必要な経費	44,096	44,033	▲ 63	

社会・援護局(社会)計上分	9,198,161	9,465,488	267,327	
(項)生活保護等対策費	9,198,161	9,465,488	267,327	
中国残留邦人等に対する生活支援	9,198,161	9,465,488	267,327	
中国残留邦人生活支援給付金	9,004,180	9,257,466	253,286	・中国残留邦人等に対する支援給付の実施
配偶者支援金	193,981	208,022	14,041	・特定配偶者に対する配偶者支援金の支給
中国残留邦人等に対する生活支援				・中国残留邦人等地域生活支援事業の実施
	生活困窮者自立支援法等に係る補助金の内数	生活困窮者自立支援法等に係る補助金の内数		

事 項	平成28年度	平成29年度	対前年度	備 考
	予 算 額	予 算 案	増 減 額	
援護関係合計	27,818,676	26,116,561	▲ 1,702,115	
社会・援護局(援護)計上分	18,620,515	16,651,073	▲ 1,969,442	
社会・援護局(社会)計上分	9,198,161	9,465,488	267,327	

(参考) 平成29年度予算案 地方公共団体等予算事項別内訳

事 項	平成28年度 予 算 額	平成29年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
社会・援護局(援護)計上分	1,516,928	1,164,931	▲ 351,997	
(項) 遺族及留守家族等援護費	982,743	631,232	▲ 351,511	
(目)遺族及留守家族等援護事務委託費	977,879	626,368	▲ 351,511	
(目細)戦傷病者戦没者遺族等援護事務委託費	68,837	68,837	0	
(目細)留守家族等援護事務委託費	16,673	15,801	▲ 872	1 留守家族等援護 117千円 2 未帰還者特別措置 150千円 3 戦傷病者特別援護 15,534千円
(目細)特別給付金等支給事務委託費	892,369	541,730	▲ 350,639	
(目)遺族及留守家族等援護活動費補助金	4,864	4,864	0	沖縄県
(項) 戦没者慰霊事業費	38,274	40,456	2,182	
(目)旧軍関係調査事務等委託費	2,958	2,958	0	
(目細)旧軍関係調査事務等委託費	2,958	2,958	0	
(目)遺骨収集等委託費	18,979	21,161	2,182	沖縄県
(目)遺骨収集帰還等派遣費補助金	16,337	16,337	0	・国内民間建立慰霊碑の移設等 16,337千円
(項) 中国残留邦人等支援事業費	461,325	458,657	▲ 2,668	
(目)遺族及留守家族等援護事務委託費	461,325	458,657	▲ 2,668	
(目細)特別給付金等支給事務委託費	212	212	0	
(目細)引揚者等援護事務委託費	461,113	458,445	▲ 2,668	「支援・相談員」の配置 401,600千円
(項) 恩給進達等実施費	34,586	34,586	0	
(目)旧軍関係調査事務等委託費	34,586	34,586	0	
(目細)旧軍関係調査事務等委託費	5,608	5,653	45	
(目細)旧軍人遺族等恩給進達事務等委託費	28,978	28,933	▲ 45	1 旧軍人遺族等恩給進達関係 27,185千円 2 戦没者叙勲等進達関係 1,748千円

事 項	平成28年度 予 算 額	平成29年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
社会・援護局(社会)計上分	9,198,161	9,465,488	267,327	
(項) 生活保護等対策費	9,198,161	9,465,488	267,327	
(目)生活扶助費等負担金	4,377,724	4,328,091	▲ 49,633	
(小事項)中国残留邦人生活支援給付金	4,183,743	4,120,069	▲ 63,674	・中国残留邦人等に対する支援給付の実施
(小事項)配偶者支援金	193,981	208,022	14,041	・特定配偶者に対する配偶者支援金の支給
(目)医療扶助費等負担金	4,637,552	4,904,567		
(小事項)中国残留邦人生活支援給付金	4,637,552	4,904,567		
(目)介護扶助費等負担金	182,885	232,830		
(小事項)中国残留邦人生活支援給付金	182,885	232,830		
(目)生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	生活困窮者自立 支援法等に係る 補助金の内数	生活困窮者自立 支援法等に係る 補助金の内数		・中国残留邦人等地域生活支援事業の実施

事 項	平成28年度 予 算 額	平成29年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
援護関係合計	10,715,089	10,630,419	▲ 84,670	
社会・援護局(援護)計上分	1,516,928	1,164,931	▲ 351,997	
社会・援護局(社会)計上分	9,198,161	9,465,488	267,327	

第2 昭和館について

昭和館は戦没者遺族に対する援護施策の一環として、戦中・戦後の国民生活上の労苦を次世代に伝えるための国立の施設です。(平成11年3月開設)	
7階	常設展示室(戦中の人々の暮らし) 昭和10年頃から昭和20年(終戦)までの戦中における国民生活を伝える実物資料を展示
6階	常設展示室(戦後の人々の暮らし) 昭和20年(終戦)から昭和40年頃までの戦後における国民生活を伝える実物資料を展示
5階	映像・音響室 当時の記録写真、映像、ニュース映画、SPLレコード等を収集コンピュータで検索して視聴できる。
4階	図書室 当時の国民生活を中心とした図書・雑誌を収集様々な目的に応じて、検索、閲覧ができる
3階	会議室 特別企画展などを開催
2階	広場 憩いの場
1階	懐かしのニュースシアター 戦中・戦後の国民生活を再現する当時のニュース映画を毎日上映(番組は毎週変更)

特別企画展等(平成11年度から毎年開催)	
平成29年3月11日～5月7日	高橋春人ポスター展(仮称)
平成29年7月22日～9月10日	昭和を生き抜いた女性たち(仮称)
平成30年3月10日～5月6日	フロリダ州立大学所蔵 オリバー・L・オースティン写真展(仮称)

地方巡回特別展(平成13年度から毎年開催)	
平成29年10月21日～31日	もっと知りたい！戦中・戦後の暮らし(鹿児島県鹿児島市)
平成30年1月11日～26日	もっと知りたい！戦中・戦後の暮らし(高知県高知市)

場 所	〒102-0074 東京都千代田区九段南1-6-1
開 館 時 間	10:00～17:30 (入館17:00まで)
休 館 日	月曜日(祝日、振替休日のときはその翌日)、年末年始
ア ク セ ス	地下鉄「九段下駅」(東西線、半蔵門線、都営新宿線)
ホームページ	http://www.showakan.go.jp
入 館 料	小中学生:無料 高校・大学生:150円 大人300円 (その他、無料・割引制度あり)

第3 しょうけい館について

●設置目的

しょうけい館は、戦傷病者とそのご家族等の戦中・戦後に体験したさまざまな労苦についての証言・歴史的資料・書籍・情報を収集、保存、展示し、次世代にその労苦を伝えるための国立の施設です。

(平成 18 年3月開設)

●事業の概要

- 1 展示事業 2 図書映像資料等閲覧事業 3 関連情報提供事業

《常設展示について》

体験者の証言を基に戦場で負傷したある兵士の足跡を辿る形で戦傷病者とその家族の労苦をお伝えします。



戦場スケッチ

《企画展について》

常設展示とは違った視点や内容等により、春と夏に企画展を開催します。また高知県で地方展を開催する予定です。

企画展(平成19年度から毎年開催)	
平成29年3月7日～5月7日	戦傷をのり越えて描いた日々 ～水木しげる・上田毅八郎の軌跡～
平成29年7月頃	戦傷病者を見守り支えた看護婦たち(仮称)
平成30年3月頃	テーマ未定

地方展(平成27年度から開催)	
平成30年1月頃	しょうけい館-戦傷病者史料館-高知展(仮称)

場 所	〒102-0074 東京都千代田区九段南1-5-13 ツカキスクエア九段下
開 館 時 間	10:00～17:30(入館は午後17:00まで)
休 館 日	月曜日(祝日、振替休日のときはその翌日)、年末年始
ア ク セ ス	地下鉄「九段下」(東西線、半蔵門線、都営新宿線)
ホ ー ム ペ ー ジ	http://www.shokeikan.go.jp
入 館 料	無料

第4 中国残留邦人等の数

1 中国残留邦人の状況（平成29年1月31日現在）

(1) 孤児の肉親調査

孤児総数	2,818人
うち身元判明者	1,284人

(2) 永住帰国の状況

永住帰国者の総数	6,717人	（家族を含めた総数	20,897人）	
うち孤児	2,556人	（	”	9,377人）
うち婦人等	4,161人	（	”	11,520人）

（注） 孤児世帯の中に夫婦とも孤児の者が4世帯いるので、帰国世帯数は、孤児2,552世帯、婦人等4,161世帯、計6,713世帯である。

(3) 一時帰国の状況

一時帰国の延人数	5,992人	（家族を含めた総数	10,059人）	
うち孤児	1,393人	（	”	2,731人）
うち婦人等	4,599人	（	”	7,328人）

2 樺太等残留邦人の状況（平成29年1月31日現在）

(1) 永住帰国の状況

永住帰国者の総数	108人	（家族を含めた総数	273人）	
うち樺太	85人	（	”	218人）
うち旧ソ連本土	23人	（	”	55人）

（注） 永住帰国者世帯の中には、残留邦人である家族が5人いるので、残留邦人の帰国世帯総数は103世帯である。

(2) 一時帰国の状況

一時帰国の延人数	2,233人	（家族を含めた総数	3,234人）	
うち樺太	1,969人	（	”	2,779人）
うち旧ソ連本土	264人	（	”	455人）

3 満額の老齢基礎年金を受給するための一時金受給者数

平成29年1月31日現在

6,218人

4 支援給付受給者数 平成28年10月末現在（福祉行政報告例）

4,305世帯 6,423人

5 配偶者支援金受給者数

平成28年10月末現在

368人

第5 中国残留邦人等に対する支援策

研修施設での支援

※国が委託する施設での支援

中国帰国者支援・交流センター
(全国7ブロックに設置)
(北海道、東北、首都圏、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州)

- ＜帰国後6ヶ月間の定着促進支援(首都圏センター)＞ 宿泊・通所研修(平成28年4月1日～)
- ・集中的な日本語教育、生活指導、就職相談等の定着促進事業
- ＜定着促進支援修了後1年間の自立研修支援(首都圏センター)＞ 通所研修
- ・集中的な日本語習得支援、生活相談等を行う自立研修事業
- ＜永続的な支援(7センター共通)＞ 通所研修
- ・日本語学習支援、日本語交流サロン支援
- ・生活相談、地域の人々や帰国者同士の交流支援
- ・各自治体が実施する地域生活支援事業に対する助言・協力等の支援
- ・介護に係る環境整備事業

生活支援

※自治体が支援給付及び配偶者支援金の支給事務を実施

満額の老齢基礎年金等の支給

- ・帰国前の公的年金に加入できなかった期間だけでなく、帰国後の期間についても保険料の納付を認める。
- ・納付に必要な額は全額国が負担することにより、満額の老齢基礎年金等を支給。

生活支援

支援給付及び配偶者支援金の支給

- ＜支援給付＞
- ・満額の老齢基礎年金等については、収入認定除外厚生年金等その他の収入がある者については、その3割を収入認定除外
- ・生活支援給付の他に、住宅費、医療費、介護費等も個々の世帯に応じて支給
- ・中国語等のできる支援・相談員の配置
- ＜配偶者支援金＞
- ・中国残留邦人等死亡後の特定配偶者(「特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して配偶者である者)に対して支給

地域での支援

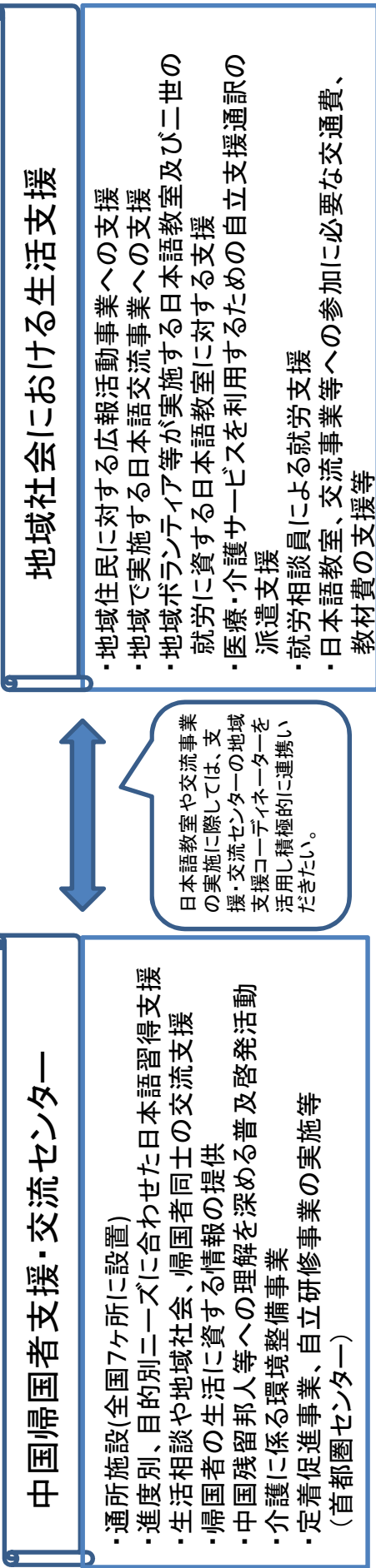
※自治体が地域の実情に応じて実施

地域での多様なネットワークを活用し、地域で安定して生活できる環境を構築

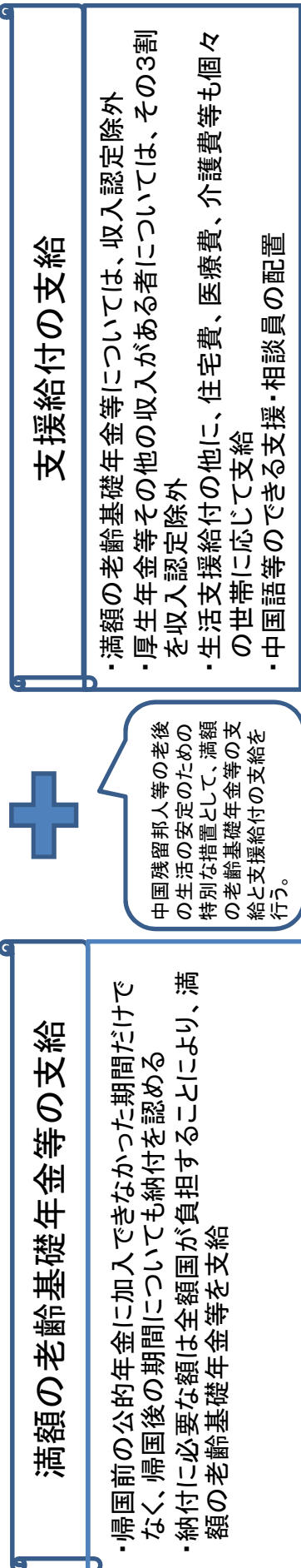
- ◎ 地域での中国残留邦人等支援ネットワーク事業
- ・地域住民の理解を得るための研修会開催に必要な経費の補助
- ・地域住民や中国残留邦人等の調整を行う者(支援リーダー)の活動費補助 等
- ◎ 身近な地域での日本語教育支援
- ・地域ボランティアが実施する日本語教室に対する助成
- ・民間日本語学校利用時の受講料補助 等
- ◎ 自立支援通訳、自立指導員等の派遣費用の補助
- ◎ 中国帰国者等への地域生活支援プログラムの実施

(参考1) 定着後の生活支援
下記を活用して地域社会での生活を支援している。

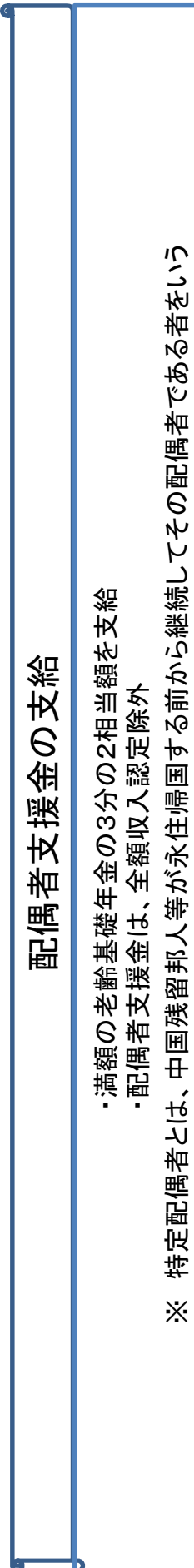
- 地域に定着後は、生活支援を受けながら、中国帰国者支援・交流センター等や地域社会での生活支援により日本語を学んだり、交流事業等へ本人の希望で参加できる。



- 永住帰国してから1年後に要件を満たす方は、満額の老齢基礎年金等と支援給付が受けられる。



- 支援給付を受けている中国残留邦人等の死亡後に、特定配偶者※に対して支援給付に加えて配偶者支援金を支給する。



(参考2)

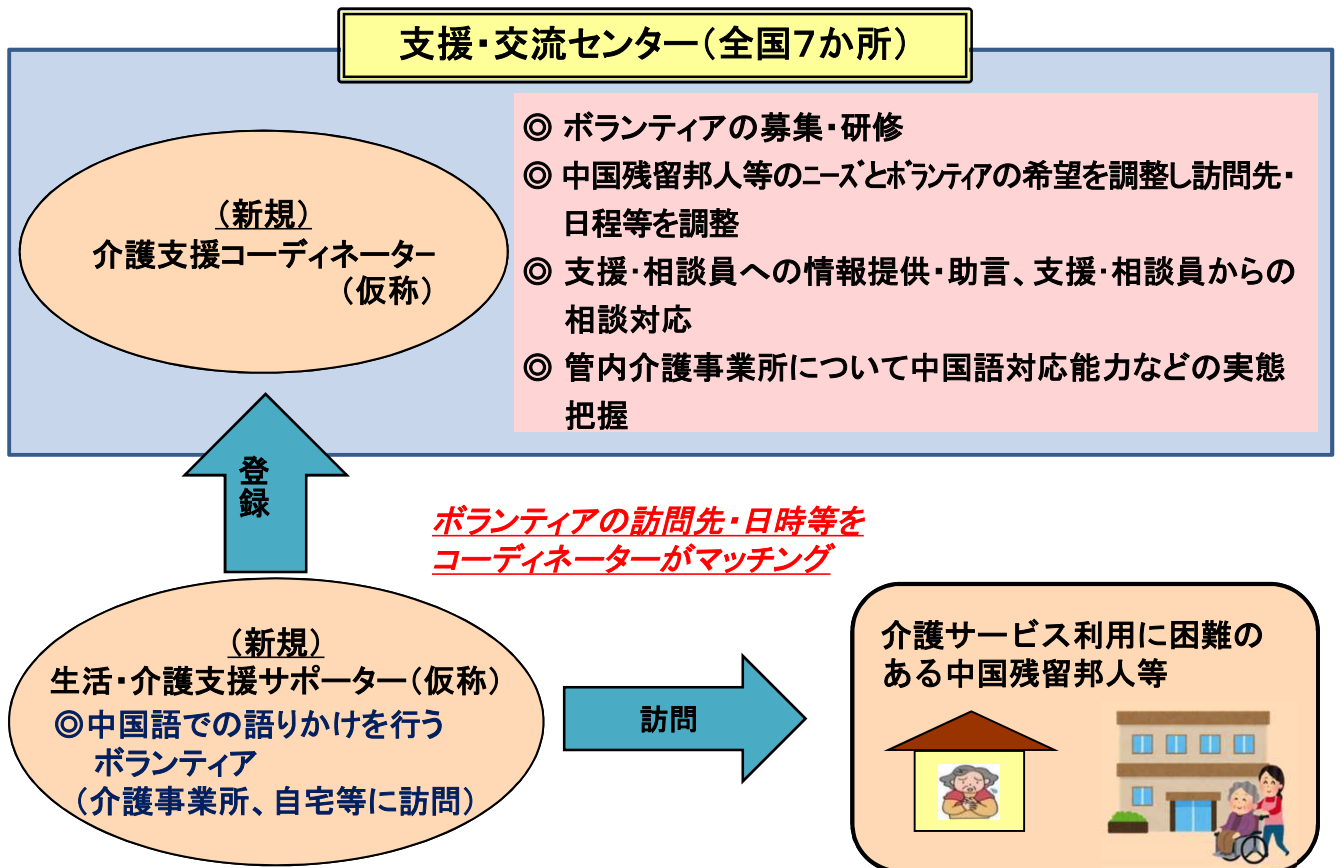
中国残留邦人等の介護に係る環境整備 (事業イメージ)

(中国帰国者支援・交流センターに委託して実施)

中国残留邦人等は高齢化し、介護サービスの需要も年々増加しているが、言葉の問題や生活習慣の違いなどから、介護サービスの細かい内容について要望を伝えることができないことや、事業所職員や周りの利用者等とのコミュニケーションが取れないことなどにより、希望する介護サービスを受けられない等の状況にある。これらの問題を解消するため、中国残留邦人等が安心して介護サービスを受けられる環境を整備する。

- 1 全国7ヶ所の中国帰国者支援・交流センターに、中国残留邦人等の特性を理解し、介護に関する知識を有する「介護支援コーディネーター(仮称)」を配置する。
- 2 介護事業所や中国残留邦人等の居宅を訪問し、中国語による語りかけを行うボランティア「生活・介護支援サポーター(仮称)」を同センターに登録する仕組みを設ける。

【事業のイメージ】



(参考3)

支援・相談員配置基準

支援給付受給世帯数	配置人数	稼働日数の目安(年間)
1世帯	1人	7日間
2世帯以上4世帯以下	1人	21日間
5世帯以上9世帯以下	1人	49日間
10世帯以上19世帯以下	1人	105日間
20世帯以上29世帯以下	1人	175日間
30世帯以上59世帯以下	1人	常勤
60世帯以上89世帯以下	2人	常勤
90世帯以上119世帯以下	3人	常勤
120世帯以上149世帯以下	4人	常勤
150世帯以上179世帯以下	5人	常勤
180世帯以上	6人	常勤

※中国残留邦人等の状況やニーズに応じた弾力的運用も可能(要協議)。

(参考4)

公営住宅の住替え関係(参考通知)

○「中国残留邦人等の公営住宅への入居の取扱いについて」(平成20年3月31日付け国住備第143号 住宅総合整備課長から各都道府県住宅管理担当部長あて通知)

第三 特定入居の取扱いについて

中国残留邦人等の平均年齢が約70歳と高齢化していること、帰国した中国残留邦人等の多くが公営住宅に入居していることに鑑み、現に公営住宅に入居している中国残留邦人等又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となった場合等公営住宅法施令第5条第3号に該当する場合には、特定入居による住替えの積極的な活用について検討されたい。

○「公営住宅に係る優先入居の取扱いについて」(平成25年6月27日付け国住備第57号住宅総合整備課長から各都道府県住宅管理担当部長あて通知)

第二 優先入居の対象世帯等

法令等において公営住宅への入居における特別の配慮等が位置付けられている者等、次の世帯については、現在の社会情勢に照らし、特に住居の安定確保が必要な者として優先入居の取扱いを行うことが適当と考えられます。事業主体においては、これらの世帯の取扱いについて、関係通知を参考にしつつ適切な運用をお願い致します。

①～⑦ 略

⑧ 中国残留邦人等世帯

(参考5) 地域生活支援事業の実施状況等

1. 自立支援通訳の派遣内容内訳

派遣内容	平成25年度	平成26年度	平成27年度
医療機関・介護施設への派遣	91.6%	95.2%	95.1%
関係行政機関への派遣	3.8%	2.6%	3.0%
その他の派遣	4.6%	2.2%	1.9%
派遣回数	13,889	15,497	16,602

2. 支援給付受給世帯数と支援・相談員の配置人数

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
支援給付受給世帯数	4,599	4,509	4,402
支援・相談員配置人数	407	399	402

※支援給付受給世帯数は厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」における月平均

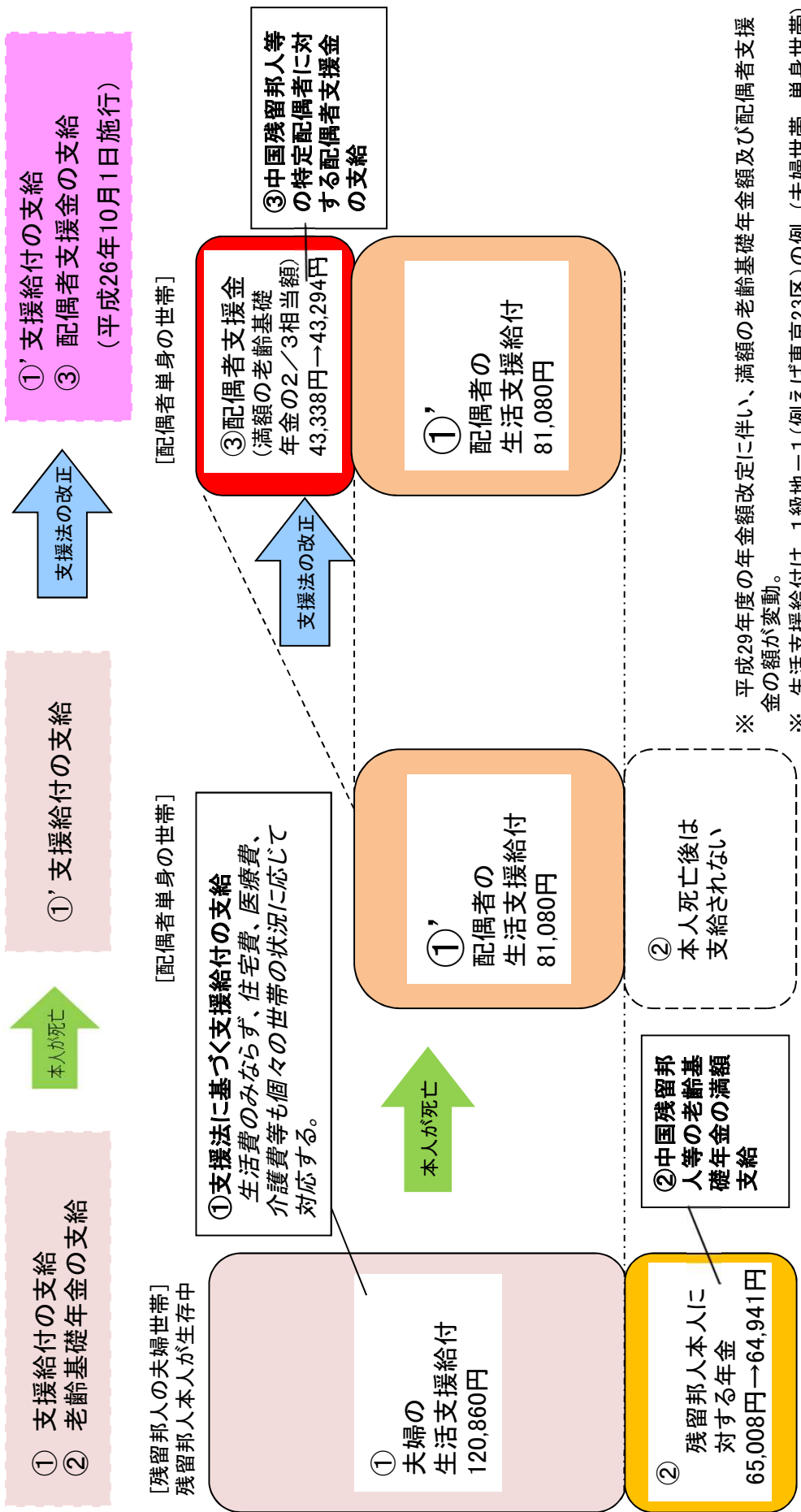
3. 主な中国残留邦人等地域生活支援事業の実施状況

事業内容	平成25年度	平成26年度	平成27年度
地域住民に対する 広報活動事業	13	12	11
地域で実施する日本語 交流事業の支援	58	58	57
日本語教室の開催に 必要な経費の支援	66	65	61
自立支援通訳派遣事業	89	86	88
交通費・教材費の支援	144	146	134

※数字は自治体数(都道府県、指定都市、中核市、一般市を含む)

第6 配偶者支援金（中国残留邦人等の配偶者に対する支援策）

中国残留邦人等の死亡後に、特定配偶者に対して支給付に代えて、配偶者支援金（満額の老齢基礎年金の3分2相当額）を支給する。（平成26年10月1日施行）
 特定配偶者とは、特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して当該特定中国残留邦人等の配偶者である者をいう。（平成25年改正後の支援法第2条第3項）



※ 平成29年度の年金改定に伴い、満額の老齢基礎年金及び配偶者支援金の額が変動。
 ※ 生活支援給付は、1級地一1（例えば東京23区）の例。（夫婦世帯、単身世帯）

第7 中国帰国者支援・交流センター一覧

平成29年1月31日現在

名 称	所 在 地	開 設 年 月 日
北海道中国帰国者支援・交流センター	〒060-0002 札幌市中央区北2条西7-1 北海道社会福祉総合センター3階	平19. 8. 1
東北中国帰国者支援・交流センター	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-7-4 宮城県社会福祉会館内	平19. 8. 1
首都圏中国帰国者支援・交流センター(※)	〒110-0015 台東区東上野1-2-13 カーニープレイス新御徒町6階	平13. 11. 1
東海・北陸中国帰国者 支援・交流センター	〒461-0014 名古屋市東区槿木町1-19 日本棋院中部会館6階	平18. 9. 1
近畿中国帰国者支援・交流センター	〒530-0026 大阪市北区神山町11-12	平13. 11. 1
中国・四国中国帰国者 支援・交流センター	〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館内	平18. 9. 1
九州中国帰国者支援・交流センター	〒810-0041 福岡市中央区大名2-6-39 ランディックビル大名6・7階	平16. 6. 1

※ 埼玉県所沢市に設置していた中国帰国者定着促進センターは平成28年3月末に閉所し、平成28年4月から首都圏中国帰国者支援・交流センターへ機能を統合

第8 中国残留孤児訪日調査の実施状況及び判明率の推移

平成29年1月31日現在

1 集団による訪日調査によるもの

区 分 (実施時期)	訪日人員	うち判明	判明率
第1次 (昭56.3)	47人	30人	63.8%
第2次 (昭57.2~3)	60	45	75.0
第3次 (昭58.2~3)	45	25	55.6
第4次 (昭58.12)	60	37	61.7
第5次 (昭59.2~3)	50	27	54.0
第6次 (昭59.11~12)	90	39	43.3
第7次 (昭60.2~3)	90	39	43.3
第8次 (昭60.9)	135	41	30.4
第9次 (昭60.11~12)	135	34	25.2
第10次 (昭61.2~3)	130	34	26.2
第11次 (昭61.6)	200	80	40.0
第12次 (昭61.9)	200	64	32.0
第13次 (昭61.10~11)	100	34	34.0
第14次 (昭61.12)	42	15	35.7
第15次 (昭62.2~3)	104	28	26.9
昭62-1 (昭62.11)	50	10	20.0
昭62-2 (昭63.2~3)	50	13	26.0
昭63-1 (昭63.6~7)	35	12	34.3
昭63-2 (平元.2~3)	57	9	15.8
平成元年 (平2.2~3)	46	12	26.1
平成2年 (平2.11~12)	37	4	10.8
平成3年 (平3.11~12)	50	6	12.0
平成4年 (平4.11~12)	33	4	12.1
平成5年 (平5.10~11)	32	5	15.6
平成6年 (平6.11~12)	36	5	13.9
平成7年 (平7.10~11)	67	7	10.4
平成8年 (平8.10~11)	43	4	9.3
平成9年 (平9.10)	45(1)	3	6.8
平成10年 (平10.11)	27	5	18.5
平成11年 (平11.11)	20	2	10.0
計	2116(1)	673	31.8

注：()内の1人は、訪日後、日本人孤児を取り消された者で内数

2 訪日対面調査によるもの

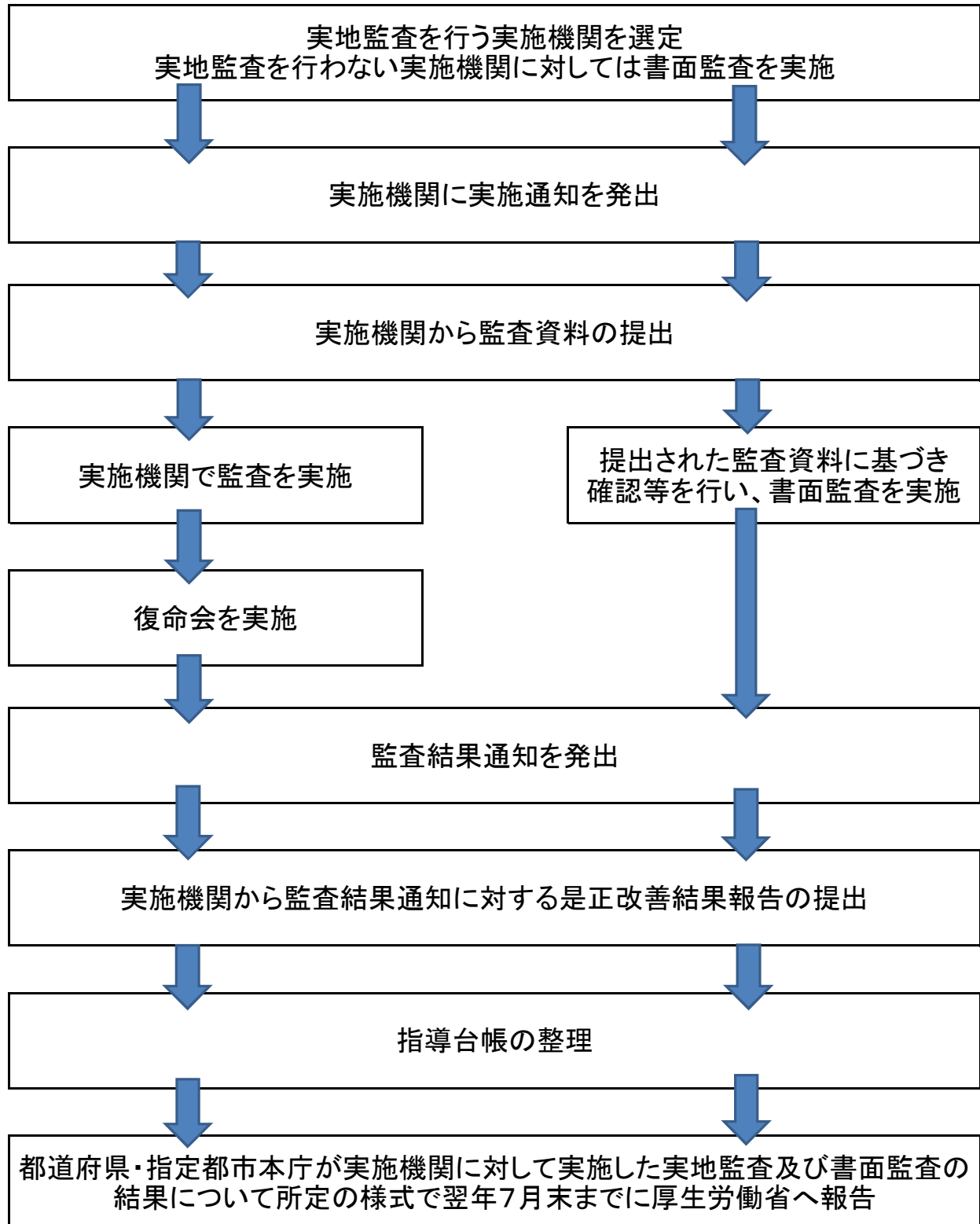
区 分	情報公開人員	うち判明	判明率
平成12年 (平12.11)	20人	3人	15.0%
平成13年 (平13.11)	20	4	20.0
平成14年 (平14.11)	6	1	16.7
平成15年 (平16.2)	10	1	10.0
平成16年 (平16.11)	12	1	8.3
平成17年 (平17.11)	5	0	0.0
平成18年 (平18.11)	7	0	0.0
平成19年 (平19.11)	4	1	25.0
平成20年 (平20.11)	3	1	33.3
平成21年 (平21.11)	1	0	0.0
平成23年 (平23.11~12)	1	0	0.0
平成24年 (平24.11~12)	1	0	0.0
計	90	12	13.3

注：平成22年度・平成25年度・平成26年度・平成27年度は情報公開者が無かったため訪日対面調査は行っていない（平成28年度は今後の実施はない見込）。

第9 都道府県・指定都市本庁が行う監査業務の流れ概要

実地監査

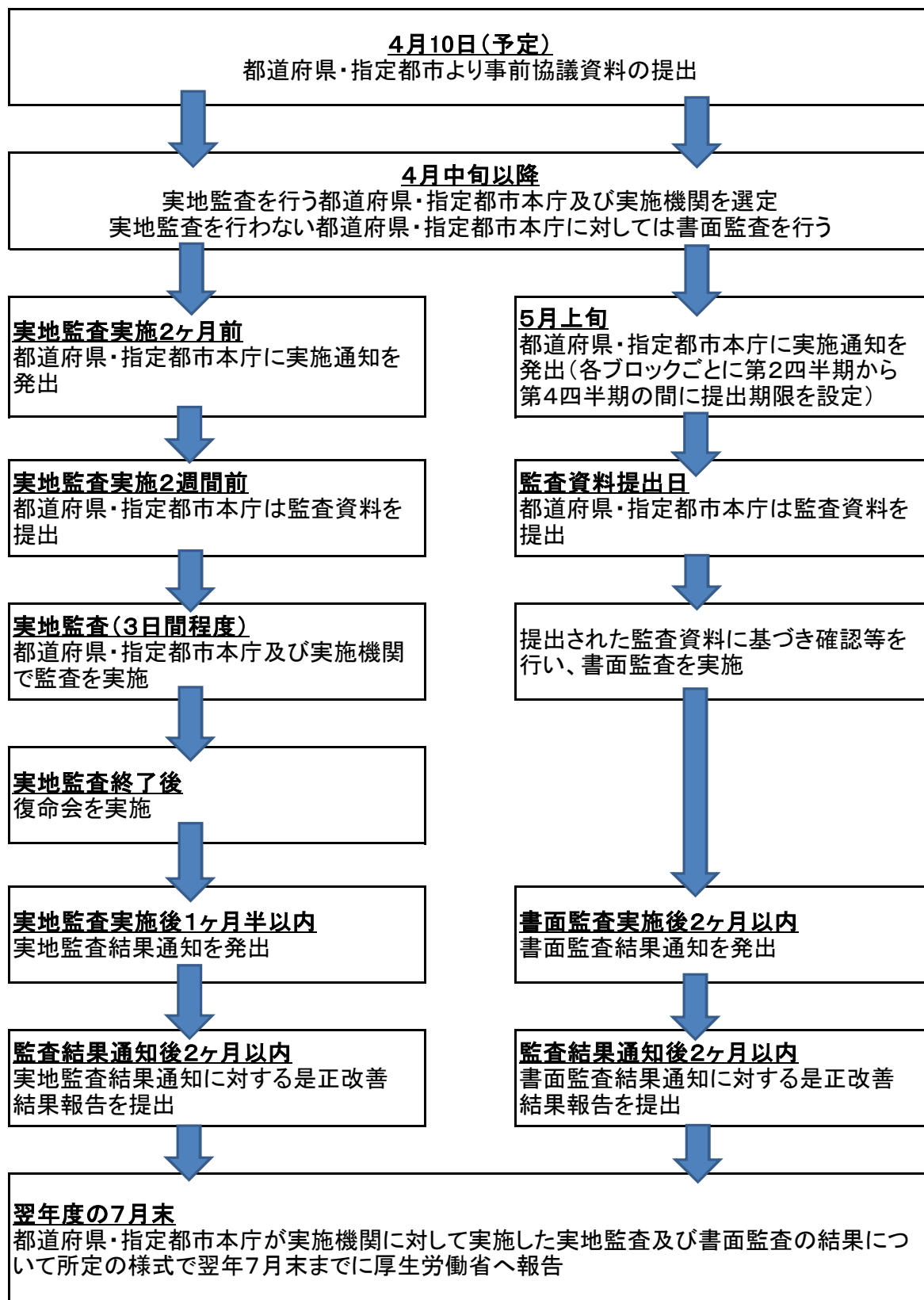
書面監査



第10 厚生労働省が実施する支援給付等施行事務監査の1年の流れ

実地監査

書面監査



第11 「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」(平成28年法律第12号)について

- ※ 平成27年9月11日、衆議院厚生労働委員長提出。同日衆厚労委・衆議院で可決(全会一致)、参議院は継続審議へ。
- 平成28年2月18日、参厚労委可決、2月24日、参議院で修正を経て可決(全会一致)、衆議院へ回付。3月23日、衆厚労委可決、3月24日、衆議院で可決、成立(全会一致)

【国の責務】

- ・ 国が戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的に策定し、確実に実施
- ・ 平成28年度から平成36年度までの間を戦没者の遺骨収集の推進施策の集中実施期間とすること
- ・ 厚生労働大臣は、戦没者の遺骨収集の円滑・確実な実施を図るため、外務大臣、防衛大臣等と連携協力を図ること

【基本計画に基づく実施】

- ・ 政府は、戦没者の遺骨収集の推進に関する基本計画(平成36年度までの集中実施期間)を策定
- ・ 政府は、地域の状況に応じた計画的・効果的な遺骨収集を実施

平成28年5月31日 閣議決定

【実施法人の指定】

- ・ 戦没者の遺骨収集に関する活動を行うことを目的とし、情報収集、遺骨の収容、送還等を適正かつ確実に行うことができる一般社団法人又は一般財団法人を厚生労働大臣が指定

【その他】

- ・ 政府の財政上の措置等
- ・ 情報収集及び分析
- ・ 関係国政府等の理解と協力
- ・ 鑑定等の体制整備

【厚生労働省設置法の改正】

- ・ 戦没者の遺骨の収集等を厚生労働省の所掌事務として法律上明示

【施行期日】

- ・ 平成28年4月1日

平成28年8月19日 法人を指定

【指定法人】一般社団法人「日本戦没者遺骨収集推進協会」

【会長】尾辻秀久 参議院議員

【所属団体(12団体)】

(一財)日本遺族会

(公財)大東亜戦争全戦没者慰霊団体協議会

(一財)全国強制抑留者協会

東部ニューギニア戦友・遺族会

全国ソロモン会

水戸二連隊パトリュー島慰霊会

特定非営利活動法人 太平洋戦史館

硫黄島協会

特定非営利活動法人 JYMA日本青年遺骨収集集団

特定非営利活動法人 国際ボランティア学生協会

小笠原村在住硫黄島旧島民の会

特定非営利活動法人 日本地雷処理を支援する会

「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画（平成28年5月31日閣議決定）」概要

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律（抄）

- 第5条 政府は、集中実施期間における戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ計画的に行うため、戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

主な記載事項

- 1. 集中実施期間**
 - ・ 平成28年度から平成36年度までを遺骨収集推進施策の集中実施期間とし、平成29年度までに各国の国立公文書館等の文書等の収集や現地調査といった必要な情報の収集に集中的に取り組み、それらの情報等をもとに戦没者の遺骨収集を実施する。
- 2. 関係行政機関との連携協力**
 - ・ 厚生労働省から協力を求められたときは、外務省、防衛省その他の関係行政機関は、可能な限り協力する。
（※）外務省：関係国の政府等との協議等、在外公館での専門担当官の配置、遺骨の一時保管、JICAへの協力要請 等
防衛省：硫黄島における輸送その他支援、自衛艦等の運行に際しての遺骨送還、防衛研究所の有する情報及び知見の提供 等
- 3. 事業計画の策定、情報収集・遺骨収集の実施**
 - （1）厚生労働省は、毎事業年度開始前に、別紙の集中実施期間における地域ごとの取組方針に即して、次年度の実施指針を策定し、指定法人は、毎事業年度開始前に、当該実施指針に即して、事業計画を策定する。
（※）実施指針の策定に当たっては、各地域における情報収集の状況、国際情勢等を踏まえ、地域特性等に応じた取組目標等を可能な限り明確に設定し、事業の検証にも資するものとする。
 - （2）情報収集及び遺骨収集については、厚生労働省の指導監督の下、指定法人が、必要に応じて民間団体等の協力を得ながら、事業計画に基づいて実施する。ただし、相手国政府との協議等を要する場合は、必要に応じて政府の主体的な対応が要求される場合は、厚生労働省が実施する。
- 4. 戦没者の遺骨の鑑定等**
 - ・ 遺骨のDNAデータベース化を推進するとともに、遺留品等がなくても、部隊記録等の資料によりある程度戦没者が特定できる場合には、当該戦没者と関係すると思われる遺族に呼びかけを行い、DNA鑑定を実施する。
- 5. 実施状況の公表**
 - ・ 厚生労働省は、戦没者の遺骨収集等の実施状況を、毎事業年度終了後速やかにとりまとめ、公表する。 等

【別紙】集中実施期間における地域ごとの取組方針

一柱でも多くの遺骨を早期に收容又は本邦に送還し、遺族に引き渡すことが国の重要な責務であるとの認識の下、遺族の心情に鑑み、遺骨の尊厳を損なうことのないよう、丁寧な配慮をしつつ、地域ごとの取組方針に基づく戦没者の遺骨収集を推進する。

(1) 沖縄及び硫黄島

地域名	取組方針
沖縄	大規模な壕等について、資料調査や民間団体等との連携により確度の高い情報を得た上で、現地調査を実施し、遺骨収集を実施する。 関係省庁で連携し、米軍施設及び区域内の遺骨収集について米国側の同意を得て、現地調査を実施し、遺骨収集を推進する。
硫黄島	関係省庁会議において策定された取組方針等を踏まえ、関係省庁が連携を図りつつ、遺骨収集を推進する。

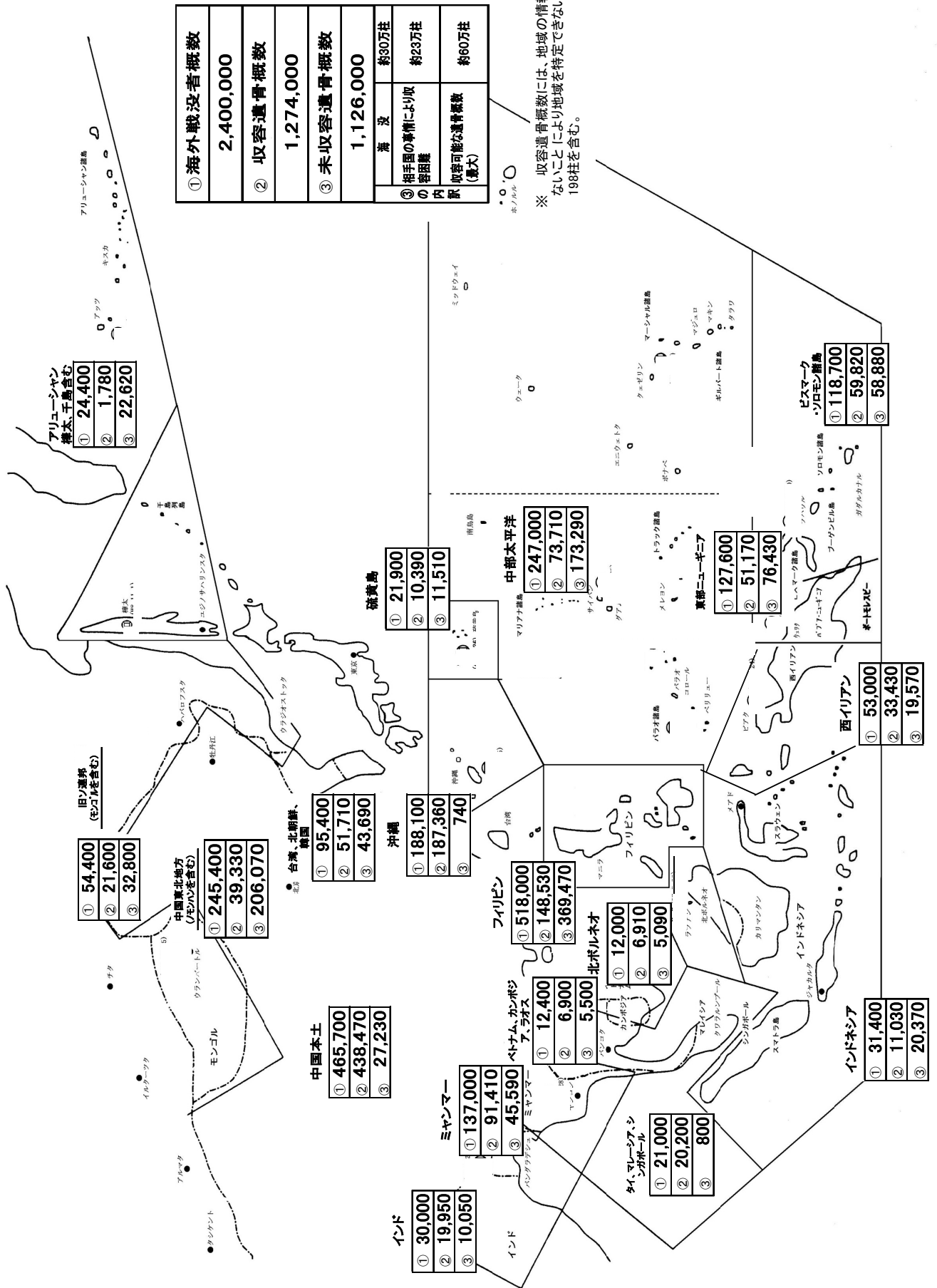
(2) 遺骨収集を推進する(1)以外の地域

ミャンマー、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島 等	資料調査や現地の事情に精通し、幅広い情報網を有する民間団体等との連携により確度の高い情報を得た上で、現地調査を実施し、遺骨収集を推進する。
旧ソ連(ウズベキスタンを除く)、モンゴル	抑留中死亡者の埋葬地等について、資料調査や民間団体等との連携により確度の高い情報を得た上で、現地調査を実施し、遺骨収集を推進する。
樺太・千島(北樺太を除く)	資料調査や民間団体等との連携により確度の高い情報を得た上で、又は、他国による戦没者の遺骨収集が実施された際に、我が国の戦没者であると思われる遺骨に関する情報が得られた場合には、現地調査を実施し、遺骨収集を推進する。

(3) 遺骨収集を推進するために現地政府等と協議等が必要な地域

フィリピン、中国本土、中国東北部(ノモンハンを含む)、インドネシア(西イリアンを含む)、マーシャル諸島、マリアナ諸島(グアムを含む)、ウズベキスタン、アリューシャン列島については、関係省庁と連携し、相手国側と必要な協議等を行い、その結果を踏まえて遺骨収集を推進する。

第12 地域別戦没者遺骨収容概見図(平成29年1月末現在)



第13 平成28年度戦没者遺骨収集・慰霊巡拝実施状況

(1)遺骨収集等

平成29年1月末現在

遺骨収集、応急、受領、調査、協議

地 域	実施期間	派 遣 人 員 (人)				収容遺骨数(柱)	備 考
		政府職員	民間協力者	推進協会	計		
【旧ソ連抑留中死亡者】							
ハバロフスク地方(事前協議・調査)	H28.5.24～6.7	2	0	0	2	0	
ザバイカル地方(事前協議・調査)	H28.5.29～6.12	2	0	0	2	0	
アムール州(調査)	H28.6.14～6.30	2	0	0	2	0	
ハバロフスク地方(収集)	H28.7.12～7.27	2	7	0	9	20	
ザバイカル地方(収集)	H28.7.17～8.3	2	6	0	8	114	
ブリヤート共和国(応急)	H28.8.30～9.13	2	0	0	2	7	
ハバロフスク地方(応急)	H28.9.4～9.20	2	0	0	2	52	
ハバロフスク地方②(応急)	H28.10.11～10.25	2	0	0	2	74	
沿海地方(協議)	H28.12.13～12.15	2	0	0	2	0	
小 計		18	13	0	31	267	
【南方地域等】							
沖縄(収集)	H28.4.11～6.7	6	0	0	6	7	現在、鑑定中のため暫定値である。
グアム(調査)	H28.5.22～6.2	2	0	0	2	0	
東部ニューギニア(調査)	H28.6.7～6.18	2	1	0	3	0	
沖縄(調査)	H28.6.23～6.24	2	0	0	2	0	
ギルバート諸島(応急)	H28.7.20～7.28	2	1	0	3	21	
フィリピン(協議)	H28.6.30～7.2	2	0	0	2	0	
インドネシア(協議)	H28.7.13～7.16	2	0	0	2	0	
沖縄・奄美大島(調査)	H28.7.24～7.30	2	0	0	2	0	
グアム(調査)	H28.8.1～8.6	2	0	0	2	0	
マリアナ諸島(応急・受領・協議)	H28.8.22～9.1	2	4	0	6	33	
モンゴル(ノモンハン)(応急)	H28.8.23～9.5	2	1	0	3	20	
インドネシア(協議)	H28.8.28～9.1	2	0	0	2	0	
米国(受領)	H28.9.7～9.16	2	0	0	2	9	
フィリピン(協議)	H28.9.12～9.15	4	0	0	4	0	
ソロモン諸島(応急)	H28.9.4～9.10	2	2	0	4	0	
パラオ諸島(協議・調査)	H28.9.5～9.14	3	0	0	3	0	
トラック諸島(協議・調査)	H28.10.18～10.28	2	0	0	2	0	
ミャンマー(調査)	H28.10.31～11.10	2	0	0	2	0	
樺太(応急)	H28.10.30～11.6	2	0	0	2	7	
韓国済州島(応急)	H28.11.27～12.1	2	0	0	2	1	
ソロモン諸島(指導監督)	H28.11.27～12.5	2	0	5	7	150	
パラオ諸島(指導監督)	H28.11.28～12.9	3	0	6	9	15	
フィリピン(調査)	H28.12.12～12.20	3	0	0	3	0	
インドネシア(協議)	H28.12.20～12.23	2	0	0	2	0	
奄美大島(調査)	H29.1.29～2.4	2	0	0	2	0	
小 計		59	9	11	79	263	

地 域	実施期間	派遣人員 (人)				収容遺骨数(柱)	備 考
		政府職員	民間協力者	推進協会	計		
【硫黄島】							
第1回常駐(職)	H28.4.12~4.27	1	0	0	1	0	
第1回常駐(補)	H28.4.12~4.27	1	0	0	1	0	
第3回常駐(前半)(職)	H28.5.30~6.9	1	0	0	1	0	
第3回立会・常駐	H28.6.5~6.17	1	2	0	3	0	
第1回収容	H28.6.7~6.22	3	22	0	25	1	
第3回常駐(後半)(職)	H28.6.8~6.17	1	0	0	1	0	
第3回常駐(後半)(補)	H28.6.8~6.17	1	0	0	1	0	
第4回常駐(職)	H28.6.16~6.23	1	0	0	1	0	
第4回常駐(補)	H28.6.22~6.30	1	0	0	1	0	
第5回立会・常駐	H28.6.20~7.14	1	2	0	3	0	
第5回常駐(補)	H28.6.29~7.14	1	0	0	1	0	
第6回常駐(補)	H28.7.13~7.28	1	0	0	1	0	
第6回立会・常駐	H28.7.13~7.28	1	2	0	3	0	
第7回立会・常駐	H28.7.27~8.9	1	2	0	3	0	
第7回常駐(補)	H28.7.27~8.9	1	0	0	1	0	
第8回常駐(職)	H28.8.7~8.23	1	0	0	1	0	
第9回常駐(職)	H28.8.21~9.6	1	0	0	1	0	
第9回立会・常駐	H28.9.5~9.15	1	2	0	3	0	
第10回常駐(補)	H28.9.5~9.15	1	0	0	1	0	
第11回常駐(前半)(職)	H28.9.14~9.26	1	0	0	1	0	
第10回立会・常駐	H28.9.25~10.13	1	2	0	3	0	
第11回常駐(後半)(補)	H28.9.25~10.11	1	0	0	1	0	
第2回収容	H28.9.27~10.12	4	31	0	35	8	
第11回立会・常駐	H28.10.12~10.27	1	2	0	3	0	
第12回常駐(補)	H28.10.10~10.24	1	0	0	1	0	
第12回立会・常駐	H28.10.26~11.10	1	2	0	3	0	
第13回常駐(補)	H28.10.23~11.15	1	0	0	1	0	
第13回立会・常駐	H28.11.9~11.29	1	2	0	3	0	
第3回収容指導監督	H28.11.21~12.7	2	29	1	32	4	
第15回常駐(補)	H28.11.21~12.1	1	0	0	1	0	
第14回立会指導監督・常駐(前半)	H28.11.28~12.5	1	1	1	3	0	
第16回常駐(補)	H28.11.30~12.12	1	0	0	1	0	
第14回立会指導監督・常駐(後半)	H28.12.4~12.12	1	-	-	1	0	前半と後半で政府職員のみ交代
第15回立会指導監督・常駐	H28.12.11~12.19	1	2	1	4	0	
第17回常駐(職)	H28.12.18~12.21	1	0	0	1	0	
第18回常駐(職)	H29.1.9~1.11	1	0	0	1	0	
第16回立会指導監督・常駐	H29.1.11~1.26	1	2	1	4	0	政府職員は第18回常駐から継続
第19回常駐(補)	H29.1.17~2.1	1	0	0	1	0	
第4回収容指導監督	H29.1.17~2.2	1	32	2	35		
第17回立会指導監督・常駐(前半)	H29.1.25~2.2	1	2	1	4	0	
小 計		46	139	7	192	13	
合 計		123	161	18	302	543	

(2) 巡拝

平成29年1月末現在

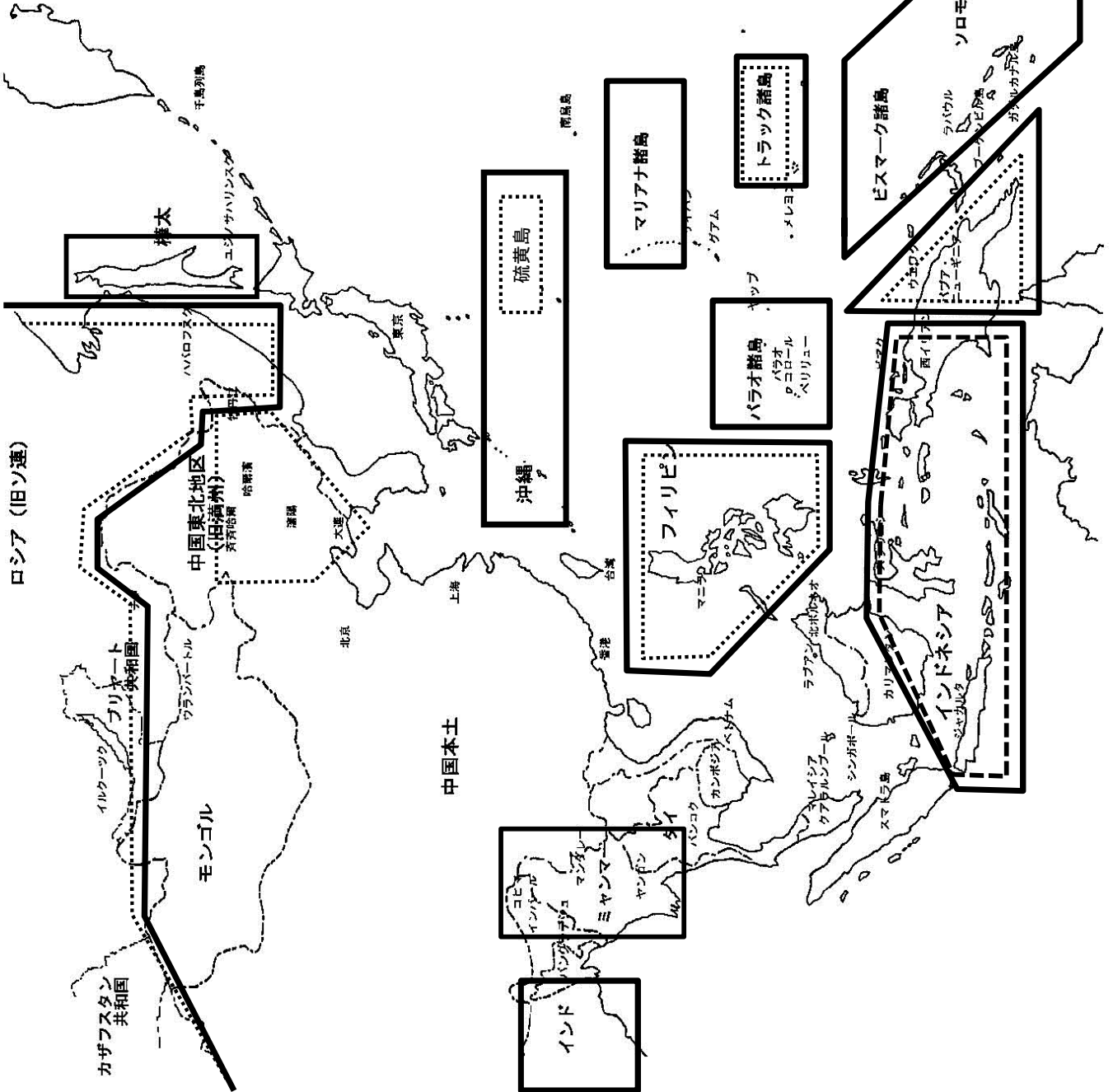
慰霊巡拝

地 域	実施期間	派遣人員 (人)			ほか、弾力的運用による参加者※2	備 考
		政府職員	遺 族 ※1	計		
【旧ソ連抑留中死亡者】						
ハバロフスク地方	28. 8. 21 ~ 28. 8. 28	2	11	13	1	
イルクーツク州	28. 8. 28 ~ 28. 9. 6	2	14	16	0	
沿海地方	28. 10. 2 ~ 28. 10. 6	2	12	14	0	
小 計		6	37	43	1	
【南方地域等】						
中国東北地方	28. 9. 6 ~ 28. 9. 15	1	6	7	0	
樺太	28. 9. 17 ~ 28. 9. 21	2	8	10	0	
東部ニューギニア	28. 9. 21 ~ 28. 9. 28	4	17	21	0	
ビスマーク・ソロモン諸島	28. 10. 29 ~ 28. 11. 5	4	14	18	0	
マリアナ諸島	28. 12. 1 ~ 28. 12. 8	2	14	16	0	
ミャンマー	29. 1. 31 ~ 29. 2. 8	2	16	18	1	
小 計		15	75	90	1	
【硫黄島】						
硫黄島①	28. 10. 25 ~ 28. 10. 26	11	88	99	1	介助者1 医師、看護師各1名同行
小 計		11	88	99	1	
合 計		32	200	232	3	

※1 遺族数に介助者は含まず

※2 補助金を支給しない参加遺族等

第14 平成29年度 戦没者遺骨収集・慰霊巡拝等予定地概見図



<p>遺骨収集</p>	<p>が実施予定地</p> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 10px; margin: 0 auto;"></div> <p>旧フ真部イニソリ スマークク・ソ ンリドソ マラアソ ギルシ イニクモ ニクモ ニクモ ニクモ ニクモ ニクモ</p>
<p>慰霊巡拝</p>	<p>が実施予定地</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 20px; height: 10px; margin: 0 auto;"></div> <p>旧フ真部イニソリ スマークク・ソ ンリドソ マラアソ ギルシ イニクモ ニクモ ニクモ ニクモ ニクモ ニクモ</p>

<p>戦収未</p>	<p>約240万人</p>
<p>容</p>	<p>約127万柱</p>
<p>収</p>	<p>約113万柱</p>
<p>未</p>	<p>約30万柱</p>
<p>うち</p>	<p>約23万柱</p>

マリアナ諸島
ミクロネシア
ギルバート諸島

第15 都道府県別DNA鑑定結果

平成29年1月末現在

No.	都道府県	申請数	判明者数	否定数	鑑定待者数	備考
1	北海道	273	53	85	135	
2	青森県	52	25	23	4	
3	岩手県	64	25	34	5	
4	宮城県	42	20	16	6	
5	秋田県	31	10	17	4	
6	山形県	54	15	33	6	
7	福島県	53	21	28	4	
8	茨城県	58	22	28	8	
9	栃木県	34	15	15	4	
10	群馬県	34	17	13	4	
11	埼玉県	117	47	54	16	
12	千葉県	128	47	61	20	
13	東京都	208	80	99	29	
14	神奈川県	132	36	76	20	
15	新潟県	56	17	33	6	
16	富山県	32	12	12	8	
17	石川県	23	10	10	3	
18	福井県	16	6	3	7	
19	山梨県	28	12	11	5	
20	長野県	64	27	25	12	
21	岐阜県	52	16	34	2	
22	静岡県	62	32	23	7	
23	愛知県	81	39	33	9	
24	三重県	34	13	13	8	
25	滋賀県	22	7	11	4	
26	京都府	44	12	22	10	
27	大阪府	108	49	37	22	
28	兵庫県	79	33	34	12	
29	奈良県	31	16	7	8	
30	和歌山県	33	19	6	8	
31	鳥取県	13	6	5	2	
32	島根県	36	18	13	5	
33	岡山県	49	19	25	5	
34	広島県	138	66	64	8	
35	山口県	45	30	9	6	
36	徳島県	18	6	7	5	
37	香川県	17	5	5	7	
38	愛媛県	54	20	20	14	
39	高知県	41	14	19	8	
40	福岡県	87	47	34	6	
41	佐賀県	17	5	8	4	
42	長崎県	26	11	11	4	
43	熊本県	33	20	9	4	
44	大分県	36	8	20	8	
45	宮崎県	27	17	8	2	
46	鹿児島県	49	25	18	6	
47	沖縄県	38	3	17	18	
99	日本国外	1	1	0	0	
計		2,770	1,074	1,188	508	

注:上記の件数はいずれも申請者の居住地都道府県別の数である。(判明数も遺骨の伝達件数ではない)

第16 戦没者遺骨の伝達実績(都道府県別過去5ヵ年)

平成29年1月末現在

No.	都道府県名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	合計
1	北海道		4	4	3	2	13
2	青森			1			1
3	岩手		2	1			3
4	宮城	1	2	4	1	2	10
5	秋田		1		2		3
6	山形	1			1		2
7	福島		2	1			3
8	茨城		2	2	4		8
9	栃木		1		1		2
10	群馬		1	1	1	1	4
11	埼玉	2		3	2		7
12	千葉	2	1	2		2	7
13	東京	4	9	7	3	6	29
14	神奈川		2	3	1	3	9
15	新潟		1	1	2	1	5
16	富山	1			1		2
17	石川				1	1	2
18	福井			1	1		2
19	山梨			2			2
20	長野	1	2	1	2	3	9
21	岐阜		2	1			3
22	静岡	1	2	1			4
23	愛知	2	1	1	2	1	7
24	三重						0
25	滋賀						0
26	京都		1	1		1	3
27	大阪		1	5			6
28	兵庫	1		1	2		4
29	奈良		1	2			3
30	和歌山		3			1	4
31	鳥取	1	1	1		1	4
32	島根	2	1				3
33	岡山	1			1	1	3
34	広島		6	4	2	2	14
35	山口	2		1			3
36	徳島			1			1
37	香川		1		1		2
38	愛媛	1	3	2	1		7
39	高知		1	2	1	2	6
40	福岡	2		5	3		10
41	佐賀		2				2
42	長崎	3	1	1			5
43	熊本		2	2	1		5
44	大分			1		1	2
45	宮崎			2			2
46	鹿児島	2			1		3
47	沖縄						0
99	日本国外						0
計		30	59	68	41	31	229

注1: 国費によるDNA鑑定により判明した伝達数である。

注2: 年度別の伝達実績数であり、判明数ではない。

注3: 上記の件数はいずれも受領遺族の居住地都道府県別の数である。

第17 国内における民間建立戦没者慰霊碑について

	慰霊碑数	管理状況			備考
		管理良好	管理不良	不明	
1 北海道	183	107	11	65	
2 青森県	165	47	5	113	
3 岩手県	314	170	24	120	
4 宮城県	351	290	20	41	
5 秋田県	465	184	7	274	
6 山形県	382	37	0	345	
7 福島県	474	0	0	474	
8 茨城県	249	214	24	11	
9 栃木県	125	107	16	2	
10 群馬県	217	126	2	89	
11 埼玉県	188	122	5	61	
12 千葉県	342	217	20	105	
13 東京都	310	106	1	203	
14 神奈川県	298	122	1	175	
15 新潟県	410	260	32	118	
16 富山県	299	200	7	92	
17 石川県	251	0	0	251	
18 福井県	263	0	0	263	
19 山梨県	131	59	2	70	
20 長野県	176	67	2	107	
21 岐阜県	458	241	3	214	
22 静岡県	703	295	343	65	
23 愛知県	513	320	15	178	
24 三重県	164	56	7	101	
25 滋賀県	446	444	0	2	
26 京都府	206	160	8	38	
27 大阪府	184	135	10	39	
28 兵庫県	486	319	11	156	
29 奈良県	246	139	8	99	
30 和歌山県	245	112	8	125	
31 鳥取県	89	80	6	3	
32 島根県	327	68	8	251	
33 岡山県	248	162	6	80	
34 広島県	393	227	19	147	
35 山口県	226	165	9	52	
36 徳島県	96	66	6	24	
37 香川県	376	166	3	207	
38 愛媛県	304	242	7	55	
39 高知県	193	174	11	8	
40 福岡県	361	289	34	38	
41 佐賀県	225	130	11	84	
42 長崎県	182	182	0	0	
43 熊本県	122	75	7	40	
44 大分県	157	135	13	9	
45 宮崎県	132	109	0	23	
46 鹿児島県	178	128	2	48	
47 沖縄県	321	0	0	321	
合計	13,174	7,054	734	5,386	

(注)本件数については、各都道府県管内の民間建立戦没者慰霊碑の状況調査結果を集計したものである。

第18 国内民間建立慰霊碑移設等事業実施要綱（案）

1 目的

国内にある民間団体等が建立した戦没者慰霊碑（以下「慰霊碑」という。）については、建立者や管理者（以下「建立者等」という。）が自ら維持管理を行うことが基本であるが、建立者等が不明などにより管理状況不良の慰霊碑が放置されていることは、戦没者慰霊や住民の安全の観点から好ましくない。

このため、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が行うこれら管理状況不良の慰霊碑の移設又は埋設等（以下「移設等」という。）の取組を補助し、もって管理状況不良の慰霊碑への適切な対応を図ることを目的とする。

2 実施対象事業の実施主体

本事業の実施主体は、都道府県又は市町村とする。

3 事業内容

建立者等が不明である、状態が不良の慰霊碑について、地権者等と協議を行ったうえで、移設等を行う。

4 留意事項

（1）補助事業の対象となる慰霊碑

国内にある慰霊碑で、建立者等が不明であって、管理状況が不良（倒壊の危険などがあり、地域住民へ危害が及ぶおそれがあるもの）の慰霊碑とする。

（2）慰霊碑の移設等

慰霊碑の移設を行うことにより、今後、慰霊碑が適切に維持される状態になる、若しくは、埋設等を行うことで維持管理する必要がなくなるものについて、事業の実施主体が実際に移設等を行う場合、その費用について上限額の範囲内において補助を行う。

- ① 移設とは、慰霊碑を都道府県や市町村が管理する土地内等に移動し、設置することをいう。
- ② 埋設等とは、慰霊碑の建立地等に埋める又は適切に処分することをいう。

5 補助金交付の対象経費

- (1) 移設を行う際の、撤去費用、運搬費用等、移設に要した経費。
- (2) 埋設等を行う際の、撤去費用、埋設費用、処分費用等、埋設等に要した経費。

6 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付基準に従い、予算の範囲内で補助するものとする。

7 その他

この要綱は、平成29年4月1日から適用するものとする。

第19 平成29年度援護年金額

I 障害年金の額（平成28年度と同額を予定）

1 基本年額

障害の程度	公務傷病		勤務関連傷病	
	現行額	平成29年4月からの額	現行額	平成29年4月からの額
特別項症	第1項症の年金額に 4,006,100円 以内の額を加えた額	同額予定	第1項症の年金額に 3,054,100円 以内の額を加えた額	同額予定
第1項症	5,723,000円	同額予定	4,363,000円	同額予定
第2項症	4,769,000円		3,639,000円	
第3項症	3,927,000円		3,007,500円	
第4項症	3,108,000円		2,383,900円	
第5項症	2,514,000円		1,938,700円	
第6項症	2,033,000円		1,571,100円	
第1款症	1,853,000円	同額予定	1,428,200円	同額予定
第2款症	1,686,000円		1,299,800円	
第3款症	1,352,000円		1,045,100円	
第4款症	1,089,000円		844,600円	
第5款症	961,000円		743,000円	

2 扶養加給

障害の程度	扶養親族	現行額	平成29年4月からの額
特別項症 ～ 第1款症	配偶者	193,200円	同額予定
	子、父、母、 孫、祖父、祖母	2人まで1人につき 72,000(※) 3人目から1人につき 36,000	
第2款症 ～ 第5款症	妻	193,200円	同額予定

※配偶者がいないときそのうち1人については132,000円

3 特別加給

障害の程度	現行額	平成29年4月からの額
特別項症	270,000円	同額予定
第1項症	210,000円	同額予定
第2項症		

II 障害一時金の額（平成28年度と同額を予定）

障害の程度	公務傷病		勤務関連傷病	
	現行額	平成29年4月からの額	現行額	平成29年4月からの額
第1款症	6,088,000円	同額予定	4,640,900円	同額予定
第2款症	5,050,000円		3,850,800円	
第3款症	4,332,000円		3,302,500円	
第4款症	3,559,000円		2,713,400円	
第5款症	2,855,000円		2,177,100円	

III 遺族年金・遺族給与金の額（平成28年度と同額を予定）

1 先順位者・後順位者に係る額

区分	先順位者		後順位者	
	現行額	平成29年4月からの額	現行額	平成29年4月からの額
遺族年金・給与金	1,966,800円	同額予定	72,000円	同額予定
特例遺族年金・給与金 平病死遺族年金・給与金	1,573,500円		56,400円	
障害者遺族特例年金・給与金 ・公務傷病第2款症以下 ・勤務関連傷病第1款症以上	557,600円		-	-
・勤務関連傷病第2款症以下	456,400円		-	-
特設年金・給与金 ・公務傷病併発死亡	456,400円		-	-
・勤務関連傷病併発死亡	335,000円		-	-

2 他に公務扶助料受給者がある場合の遺族年金額

区分	現行額	平成29年4月からの額	備考
配偶者	193,200円	同額予定	昭和28年法律第181号附則第18項の規定による遺族年金額 …軍人の遺族(※)
配偶者以外の者	72,000円	同額予定	

※(例) 死亡した軍人の遺族年金を内縁の妻及び子が受けていた場合で、昭和28年の軍人恩給の復活により、子が公務扶助料へ移行したとき、引き続き援護法により遺族年金を受けることになる内縁の妻。

第20 都道府県別援護年金受給者数

平成29年1月末現在

都道府県名	障害年金	遺族年金	遺族給与金	合計
北海道	15	63	24	102
青森	2	40	10	52
岩手	13	53	8	74
宮城	15	63	17	95
秋田	1	31	4	36
山形	3	37	6	46
福島	10	56	11	77
茨城	8	44	16	68
栃木	6	32	9	47
群馬	3	35	10	48
埼玉	14	73	31	118
千葉	14	89	23	126
東京	37	146	50	233
神奈川	19	116	37	172
新潟	7	80	17	104
富山	4	30	6	40
石川	8	57	15	80
福井	7	40	6	53
山梨	6	18	9	33
長野	13	66	18	97
岐阜	8	79	28	115
静岡	22	103	33	158
愛知	30	121	76	227
三重	17	97	20	134
滋賀	4	39	14	57
京都	8	71	32	111
大阪	32	140	43	215
兵庫	23	140	34	197
奈良	6	34	13	53
和歌山	11	47	16	74
鳥取	2	33	8	43
島根	6	50	16	72
岡山	31	97	29	157
広島	139	161	91	391
山口	31	93	45	169
徳島	4	51	9	64
香川	11	60	8	79
愛媛	17	73	20	110
高知	12	82	11	105
福岡	15	141	59	215
佐賀	5	41	17	63
長崎	35	70	89	194
熊本	21	81	34	136
大分	11	57	17	85
宮崎	9	90	33	132
鹿児島	40	158	49	247
沖縄	341	193	596	1,130
外国居住	11	5	5	21
合計	1,107	3,576	1,772	6,455

第 21 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給手続の改善について

社援援発 0203 第 1 号
平成 29 年 2 月 3 日

各都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局
援護・業務課長
(公 印 省 略)

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給手続の改善について（依頼）

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の審査・裁定事務につきましては、日頃から御尽力いただき感謝申し上げます。

先般、総務省行政評価局長から厚生労働省社会・援護局長あて平成 29 年 1 月 13 日総評相第 1 号として、別添のとおり標記支給手続の改善に関するあっせんがありました。

厚生労働省においては、これまでも裁定の促進に資する取組例の周知等を行ってきましたが、当該あっせんの内容及びこれを受けた対応について、下記のとおり通知しますので、御了知の上、適切に対応されるようお願いいたします。

なお、下記 1 及び 3 については、貴管下の市町村（特別区を含む）にその周知を図るとともに、各市町村において適切に対応されるよう配慮いただきたくお願いいたします。

今回のあっせんが総務省の行政相談に相談・苦情が寄せられたことに端を発したものであることを踏まえ、請求の受付から審査、裁定、国債交付に至る事務処理全般について、適切に対応の程お願いいたします。

記

1 第十回特別弔慰金の支給までの期間の請求者に対する案内について

- (1) 第十回特別弔慰金請求書の受付から裁定、又は支給（国債交付）までのおおよその期間をホームページや市町村の受付窓口等で案内することは、支給までに要する期間に関する請求者の不安解消等の観点から望ましいことであるため、都道府県におかれては、現在の審査裁定に要する期間を踏まえ、都道府県ホームページに、請求から支給（国債交付）までのおおよその期間（以下、期間といいます。）を案内することを検討の上、可能な限り掲載してください。

【掲載例】

請求書の受付から国債の交付までは、約〇ヶ月から〇ヶ月かかります。

- ・〇〇県における審査裁定までに約〇ヶ月から〇ヶ月、審査裁定後に国債の記名加工等の手続に約 3 ヶ月から 4 ヶ月かかります。
- ・審査裁定を行う都道府県（戦没者等の除籍時本籍都道府県等）と請求者の居住都道府県が異なるときは、さらに時間がかかります。

- (2) 市町村に対して、次の①、②又は③の方法によって、期間を案内することを検討の上、可能な限り案内いただくよう周知及び依頼をお願いいたします。

①市町村の受付時にチラシ又は受付票により案内する方法

受付時に期間を記載したチラシ又は受付票を請求者に対して配布する。

②市町村ホームページに期間を掲載する方法

市町村ホームページにおいて、既に第十回特別弔慰金の支給手続について掲載している場合は、期間について掲載する。

③市町村の受付時に口頭で案内する方法

受付時に口頭で期間について請求者に対して説明をする。

2 都道府県における裁定処理の促進について

都道府県における審査期間を短縮することについて、参考として以下の取組例を改めて周知しますので、これらを踏まえた裁定の促進に一層努めていただきますようお願いいたします。

- (1) 他の都道府県に進達すべき請求書は優先的に処理を行い、請求受付から裁定までの期間の平準化を図っている都道府県があること。
- (2) 請求者が過去の特別弔慰金の請求者と同一かどうかで審査担当者を区分する体制を採るなどして処理の迅速化の工夫をしている都道府県があること。

また、上記(1)及び(2)以外にも、本籍地都道府県において、居住地都道府県から進達された請求書を自都道府県受付分の請求書から区分した上で、優先的に処理している取組、受付時に請求者の区分ごとに仕分けし、処理が遅れている区分の請求書について集中処理日を設定する取組などの工夫を行い裁定促進に努めている事例もみられますので、併せて参考としてください。

3 市町村における請求者の便宜に資する取組について

市町村における行政サービスとして、以下の取組例が総務省あっせんで紹介されています。こうした取組は、請求者の便宜に資するものと考えられます。

つきましては、市町村に対して、請求者の便宜を図るとともに、申請手続や国債交付までの期間に対する不安を解消する観点から、以下の取組例について周知を行うとともに、実施の可否について検討されるよう依頼をお願いいたします。

- (1) 請求書受付時に受付票（又は受付手続がされた請求書の写し）を請求者に対して交付している市町村があること。
- (2) 請求者に対する裁定結果の連絡を、記名国債の交付が可能となった段階ではなく、都道府県から裁定通知を受けた段階で行っている市町村があること。

4 報告について

上記1から3の実施状況等について、平成29年3月17日までにご報告ください。

報告様式については、平成29年2月3日付け事務連絡により援護・業務課給付係から連絡いたします。

第22 戦傷病者特別援護法対象者数等

援 護 の 内 容		対 象 者 数 等
戦傷病者手帳の 交付(第4条)	軍人軍属等で公務上の傷病により 一定程度の障害を有する者等に 交付	交付人員 10,463人 (平成28年3月31日現在)
戦傷病者相談員 (第8条の2)	戦傷病者の生活等の相談に応じ、 援護のために必要な指導を実施 (謝金 年額26,000円)	戦傷病者相談員 380人 (平成27年10月1日現在)
療養の給付又は 療養費の支給 (第10条、第17条)	公務上の傷病につき療養を必要と する者に給付等	療養患者数 197人 (平成28年3月31日現在)
療養手当の支給 (第18条)	1年以上の長期入院患者で傷病 恩給等の年金を受けていない者 に支給 (月額30,300円)	受給者 0人 (平成28年3月31日現在)
葬祭費の支給 (第19条)	療養の給付を受けている者が死亡 した場合にその遺族に支給 (206,000円)	支給件数 3人 (平成27年度)
更生医療の給付 (第20条)	職業能力等の回復、向上のための 手術が必要な者に給付	給付件数 0件 (平成27年度)
補装具の支給 又は修理 (第21条)	一定程度以上の障害を有する者に 義肢、車椅子等を支給等	支給修理件数 102件 (平成27年度)
国立保養所への 収容 (第22条)	重度障害戦傷病者の国立保養所 への収容	入所者数 0人 (平成28年3月31日現在)
旅客会社の乗車 等についての無 賃取扱い (第23条)	障害の程度により一定回数の旅客 会社の乗車等について無賃の取扱 い (予算措置は国土交通省)	乗車券引換証交付人員 3,371人 (平成27年度)

第23 旧陸海軍関係恩給進達件数

(1) 厚生労働省から総務省に進達した件数

平成29年1月末現在

区分	平成26年度 までの累計	平成27年度	平成28年度 (平29.1末現在)	計
普通恩給	1,126,489	9	12	1,126,510
加算改定	816,261	0	1	816,262
一時恩給	697,066	65	22	697,153
その他	3,157,817	28	13	3,157,858
計	5,797,633	102	48	5,797,783

※

「普通恩給」とは、昭和36年改正による地域加算、昭和40年改正による抑留加算並びに昭和46年改正による職務加算及び戦地外戦務加算によって権利が発生した恩給(普通扶助料を含む)をいう。

「加算改定」とは、昭和48年改正、昭和50年改正及び昭和54年改正による加算年の金額計算への算入による改定をいう。

「一時恩給」とは、昭和46年改正、昭和49年改正及び昭和50年改正による一時恩給(一時扶助料を含む)をいう。

「その他」とは、公務扶助料、傷病恩給、一時金及び傷病賜金で、上記以外の恩給をいう。

(2) 各都道府県から厚生労働省への進達件数(旧陸軍関係)

平成29年1月末現在

都道府県	一時恩給			その他		
	26年度	27年度	28年度 (H29.1末現在)	26年度	27年度	28年度 (H29.1末現在)
北海道	3	8	2			
青森	2	2				
岩手		3	1		2	
宮城		4	1			1
秋田	1				3	
山形				2		2
福島	2	1	1	2		5
茨城	1		2	1		2
栃木	1	1		1		
群馬	2	5		1		
埼玉	1	1	1		3	
千葉	2	1	1	1		
東京	8	4	5	7	2	1
神奈川	2	3		1		
新潟	3	1				
富山						
石川	2		1			
福井						2
山梨	2	1	1	1		
長野	2	2		2	1	
岐阜						
静岡	3	1	1	3		
愛知	5	2	1	1	1	2
三重	1	1			1	
滋賀	1					
京都	3					
大阪	6	2	3	1		2
兵庫	3	4	3		1	
奈良	1		1			1
和歌山	2	2		1	1	
鳥取						
島根						
岡山	1					
広島	3		1			1
山口	1					
徳島				2	1	
香川	4			3		
愛媛	1	2	2			
高知	2	2	1			
福岡	6		2	7	2	1
佐賀	1		1	2		
長崎	1	4			1	
熊本	3	1				1
大分	3	1				
宮崎	2	1			1	1
鹿児島	4	13	3	2	3	1
沖縄		1	1			
合計	91	74	36	41	23	23
備考	1 本表は、各都道府県から厚生労働省へ進達された旧陸軍関係の件数を表したものである。 2 一時恩給には、一時扶助料及び一時金(遺族一時金)が含まれている。 3 その他には、加算改定、普通恩給、普通扶助料、傷病恩給、公務扶助料等が含まれている。					

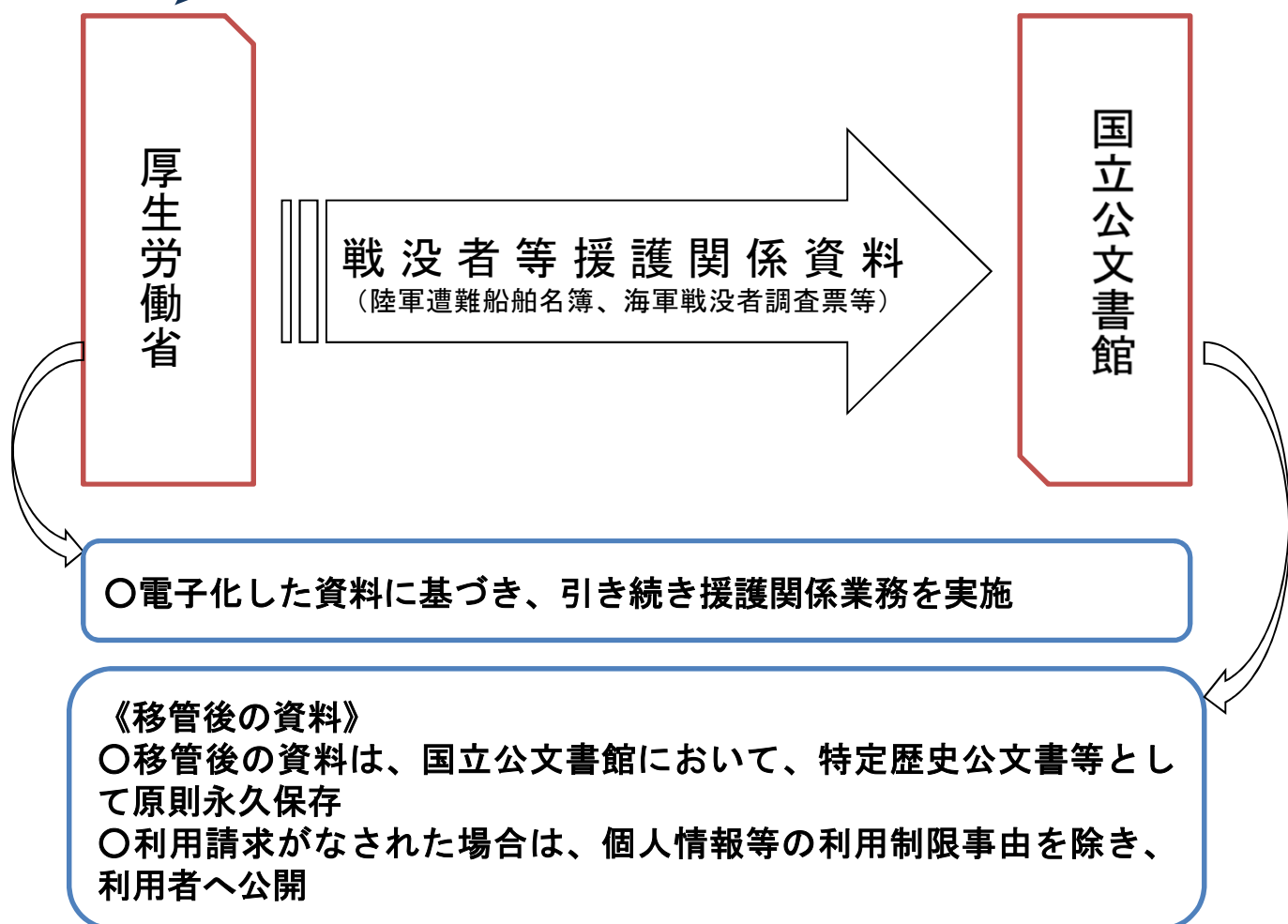
第24 援護関係資料の国立公文書館への移管について

《趣旨・目的》

○旧陸海軍等が作成した人事関係資料を含む戦没者等援護関係の資料は、これまで援護年金の支給や戦没者の慰霊事業（遺骨帰還・慰霊巡拝）などの援護関係業務のため使用してきた。

○これら資料について、先の大戦に関する貴重な歴史資料として、資料の公開と後世への伝承等を図ることを目的として、戦後70周年にあたる平成27年度までの5年間で、業務において引き続き保有を要するものを除いて、国立公文書館へ概ね移管した。

○今後も保有資料の整理を進め、国立公文書館への移管を推進する。



第25 未帰還者等の地域別及び最終消息別統計表

1 地域別内訳（平成29年1月末現在）

（単位：人）

身 分 地 域		軍 人 軍 属		一 般 邦 人	合 計
		陸 軍	海 軍		
旧 ソ 連	旧ソ連(本土)	1		* 2	3
	樺太			* 36	36
中 国		8		* 201	209
北 朝 鮮				35	35
そ の 他 南 方 等	ミャンマー(ビルマ)	1			1
	フィリピン				
	マリアナ諸島			1	1
	韓国			4	4
合 計		10		279	289

（注）*印は中国残留邦人等支援室が担当、それ以外は調査資料室

2 年次（最終消息）別内訳（平成29年1月末現在）

（単位：人）

地 域	資料年次	昭和30年以前 に最終生存資料 のある者	昭和31年～平成 18年の間に 最終生存資料の ある者	平成19年以降 に最終生存資料 のある者	合 計
		旧 ソ 連	8	31	
中 国	160	46	3	209	
北 朝 鮮	1	31	3	35	
そ の 他 (南方等)	6	0	0	6	
合 計	175	108	6	289	

第26 ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査（平成28年度特定数）

平成29年1月31日現在

都道府県名	特定数		合計
	シベリア・モンゴル地域	その他地域	
北海道	9	19	28
青森	4	3	7
岩手	6	3	9
宮城	2	0	2
秋田	3	3	6
山形	4	0	4
福島	5	1	6
茨城	4	1	5
栃木	1	0	1
群馬	2	0	2
埼玉	7	0	7
千葉	4	0	4
東京都	9	1	10
神奈川県	3	0	3
新潟	7	0	7
富山	2	0	2
石川	7	0	7
福井	1	0	1
山梨	1	1	2
長野	8	0	8
岐阜	10	0	10
静岡県	8	0	8
愛知県	12	0	12
三重	1	0	1
滋賀	2	1	3
京都	3	0	3
大阪	8	0	8
兵庫県	12	1	13
奈良	0	0	0
和歌山	6	0	6
鳥取	5	0	5
島根	2	0	2
岡山	3	0	3
広島	9	0	9
山口	2	1	3
徳島	4	0	4
香川	7	0	7
愛媛	5	0	5
高知	4	0	4
福岡	10	0	10
佐賀	7	0	7
長崎	6	0	6
熊本	6	1	7
大分	11	0	11
宮崎	2	1	3
鹿児島	11	0	11
沖縄	0	0	0
合計	245	37	282

